

第一百四回

参議院農林水産委員会議録第四号

(八七)

昭和六十一年三月二十七日(木曜日)

午前十時一分開会

三月二十七日
委員の異動
辞任
八百板 正君
山田 謙君
田淵 哲也君
久保田 真苗君
高杉 達忠君
藤井 恒男君

補欠選任

成相 善十君

政府委員
國務大臣 農林水産委員長 大石 千八君
農林水産大臣官 羽田 孝君
農林水産省構造 局長 吉國 隆君
農林水産省経済 改善局長 後藤 康夫君
園芸局長 佐竹 五六君
水産庁長官 関谷 俊作君
佐野 宏哉君
安達 正君
田村 誠君

りませんけれども、多少減つてゐる傾向にあると
いうことは言えると思います。
それとも一つは、今先生から御指摘がありま
したのは、例の国土の調査といいますか、それ
の見通しにあつたんじやなかろうかと思ひますけ
れども、高齢化が進んでおるということで、この
まま手をこまねいてると百万ヘクタールぐらい
減つてしましますよという話であろうというふう
に思つております。

ですから、原因としては、いわゆる都市化の問
題、あるいは高齢化の問題、そういう問題があ
ると思ひますけれども、しかし私どもは、そ
いつたこの時期というものを、大きな新しい時代
の農業をつくり上げるために一つの転換の時期で
あるというふうにとらまえながら、これに對して
例えば農用地利用増進事業といったものを十分活
用しながら中核的な農家に農地の集積を図る、そ
して本当の意味での近代的な農業というものをつ
くり上げていく、これに資さなければいけないん
ではないかということを今考えます。

○委員長(成相善十君) ただいまから農林水産委
員会を開会いたします。
○土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の
一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(衆議院提出)
○農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)
○委員長(成相善十君) ただいまから農林水産委
員会を開会いたします。
○農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)
○農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

本日の会議に付した案件
○土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の
一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
(衆議院提出)
○農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

出席者は左のとおり。
委員
大城 眞順君
岡部 三郎君
川原新次郎君
熊谷太三郎君
小林 国司君
坂野 重信君
高木 親男君
坂元 正明君
谷川 寛三君
水谷 力君
稻村 稔夫君
久保田 真苗君
高杉 達忠君
塩出 啓典君
京子君

○委員長(成相善十君) ただいまから農林水産委
員会を開会いたします。
○土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の
一部を改正する法律案を議題といたします。
本案につきましては既に趣旨説明を聴取してお

りますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○山田謙君 土地改良法の関係に入る前に、一つ
大臣にせひお伺いしたいと思うのであります。そ
れはこの前の大臣の所信表明に対する質問でも若
干触れたわけであります。が、近ごろの傾向を見ま
すと、日本の耕地がずっと減つていいっているとい
う現象が明らかにあるわけであります。ただでさ
え日本の少ない耕地がさらにだんだん減つっていく
ということは、いろんな原因があると思うんです
けれども、その原因についても後で、これは大臣
でなくとも結構であります。お伺いしたいので
あります。が、とにかくそういう問題があります。
先日の四全総の報告を見ましても、ここ十年ぐら
いの間に百万ヘクタールくらいは、なくなるとは
言つていなければ、遊休地化するというふう
な言い方をしているわけであります。そういう中
にあって土地改良の重要性もまた一方では非常に
あるわけであります。

そこで大臣にお伺いしたいのは、こういうよう

に耕地がどんどん減つていく、そしてまた当然の

ことのようになつてますけれども、担い手もどん

どん減つていて、二〇〇〇年のときには四百十

六万人に、これは四全総の関係の報告で言つてい

るわけであります。が、減つてしまふ。こういう状

態について、これらの農政は非常に難しいもの

があるうかと思いますけれども、その原因と、そ

れに対して農政をどういうふうに持つていくかと

いうような問題についてまず大臣の御意見を伺つ

ておきたいといふうに思います。

○國務大臣(羽田孜君) 確かに、今先生からお話を

お聞きたいといふうに思ひます。

そういう面がございまして、確かに農地が減つ

ているといいますか、どんどんといふほどじやあ

いましたように、近年都市化が進んでいくと

いうふうに思ひます。

○政府委員(佐竹五六君) ただいま先生の御発言

の中にございまして五百五十万ヘクタールでござ

いますが、これにつきましては、農産物長期需給

見通しに基づきましてそれぞれの個々の作物別に需要量を勘案しながら生産量を決める、それに生産性の伸び等を見て必要延べ作付面積を出す。それが大体六百十三万ヘクタールぐらいになるわけでございます。それに耕地利用率、大体現在たしか一〇三%ぐらいでございますが、その伸びを見込みまして一三%ということでお見込んで算定しました数字が五百五十万ヘクタールという数字でござります。

そのような意味で、この数字というのは食糧自給力の維持強化という農政の基本的課題と密接不可分の関係にあるわけでございます。私ども、土地改良長期計画も、その農産物長期需給見通しに基づくこの五百五十万ヘクタールを前提といたしまして、耕地の壊滅もある程度見込んで四十七万ヘクタールの造成が必要である、こういう数字を算定しているわけでございまして、そのような意味でこの農産物長期需給見通しと土地改良長期計画は整合している、こういうことになっている、そういう関係にあるわけでございます。

○山田謙君 今言われた第三次計画で畑を六十万ヘクタール、田んぼを約百万ヘクタール、それから農用地開発を約四十七万ヘクタールというふうに計画しているようでありますけれども、これはどういうことからこういう数字が出たのか。そして、田んぼは当然お米をつくるわけですけれども、一体畑については何をつくるとなさるか、あるいは農用地開発をしてどういうことをしようとしておられるか、こういう計算があつてこれは出てきた数字だと思うんですけども、その辺はどうですか。

○政府委員(佐竹五六君) ただいまお話をございました百六万ヘクタール、それから畠六十万ヘクタールの整備、それから農用地造成四十七万ヘクタール、こういう数字があるわけでございますが、これにつきましては、六十七年の整備の目標を大体七〇%程度に置く、というのは、水田でございますたら三十アール区画で冬期の地下水位を七センチ以下にする、畑でございましたら、その農

道が大体個々の圃場まで整備される、そういう状態を想定いたしまして、それを大体七〇%まで持つていいたい。そのためには、当然のことですが、農用地の総合的な整備事業というの必要になりますが、農用地の整備事業といふが必要になるわけでございまして、その面積が、田百万あるいは畑六十万、こういうことになつております。さらにその前提といたしまして、基幹的な農業用排水施設といふものの整備をする必要があるわけでございまして、その整備に要する事業費を見込んでおるわけでございます。それから農用地造成の四十七万ヘクタールにつきましては、先ほども御説明いたしましたけれども、延べ作付面積の六百三十三万ヘクタールというものから五百五十万ヘクタールを算定いたしまして、それに壞滅を見込みまして、必要な造成面積として四十七万ヘクタールという数字を割り出しているわけでございます。

○山田謙君 例えお米の需給の見通しでありますけれども、お米については、どうもだんだん一人当たりの消費量も減っていく、十年後に、六十五年ですか、一人当たりが六十三キロないし六十六キロというふうなところまで減っていく。今ちょっとと需要もふえていくようですねけれども、いずれにしても、そういうふうに一人当たりのお米が減っていく。当然それに伴ってお米の生産量も減らしていくかなきやならないということがあるわけですけれども、例えお米について言えば、お米は、百万ヘクタールの土地改良をちゃんとやって、そうしてその結果として出る数字一千万トンなり、あるいは一人当たりの需要というふうなものを見込んでおるわけでございまして、その結果を勘案した結果になつているのかどうか。そこら辺はどうですか。

○政府委員(佐竹五六君) 先ほど申し上げましたように、この土地改良長期計画につきましては、個々の作物ごとに需要の動向を勘案して必要生産量を決めまして、その必要生産量について、例えば土地改良等によって单収の伸びも期待できるわけでございますから、そういう伸びを見込んで必要な作付面積を出すという作業を積み上げておるわ

けでございまして、そのような意味で、ただいま
先生の御指摘がありましたとおり、個々の作物と
リンクして計画が立てられておると言ふことがで
きるわけでございます。

○山田謙君 例えは群馬なんか見ますと、最近よ
く見られるんですけれども、もちろん便利のいい
ところはいいんですけど、山間僻地なんかの田んば
になりますと、これはだんだん減っていく、減っ
ていくというか荒れ果てていってます。先祖伝来
かなり苦労してつくった田んばなんでしょうけれど
ども、どうも割に合わないから、あんなところの
田んばまでやつてもしょがないというわけで、
田んばが荒れていっている状況が非常に顕著に見
られます。こういうことについて、農水省として
はどういうふうに指導をされるか。その辺はどうで
すか。

も耕すだらうけれども、不便なところになりますと、みんな集中しろといつても、不便なところまでわざわざ行ってやるのは面倒くさいから、だから割合も合わないし、こんなものはもう捨てた方がいいというふうな格好で捨てているのが実情なんじやないかと思うのですね。

私は、これは非常にもつたない話だと思うのですけれども、考えようによつてみれば、割に合わないものなら無理することもないというふうに思うんですけども、何かもう少し活用の道はないかということを感じるんですけれども、その辺はどうでしようか。

○政府委員(佐竹五六君) 確かにおっしゃられるとおり、画一的に三反歩区画をつくれといつても、山間地の土地条件からいって、それは物理的にできることはないにしても非常に金がかかり過ぎるというようなこともありますので、そういうところでは二十アール区画でもいいというような方策もとつております。

また一方、当然のことですが、私どもとしては、非常に条件の悪いところに、その条件を無視してまで農地として残そうということを考えているわけではございませんので、一定の経済的な投資効率というものは常に算定してやつているわけでございまして、これは土地改良事業としてやる以上、投資効率、つまりその事業をやることによって作物の増収効果とかあるいは當農労力の節減効果、そういうものを見込んで妥当投資額というのを一応算定いたしました。それと事業費を比較して一事業になるところをとる、こういう作業は全部についてやつております。したがつて、そういうものから外れるところについては、これは例えは植林を進めるとかいうような方策も当然考えられるわけございまして、そのときどきの経済的な条件に従いまして耕地の限界、耕境というふうに私ども申しておりますが、それが変動するというのは、これは自然のある意味では整理と申しますが、經濟の法則でございまます。そういうことを前提にしながら、その中で五

五百五十万ヘクタールの農地を確保していきたい、かように考えておるわけでござります。

○山田謙君 よくわからないのは、いろんな推計がなされるわけですけれども、結局五百五十万ヘクタールを何とかして確保していきたいということのようですねけれども、実際の現状を見ますと、今言つたように田畠はどんどん荒れる、特に山間僻地みたいなところでは、片方では相当膨大な金をかけて土地を開発していく、というふうなことがあるわけでして、片方では、例えばお米について言えば、先ほども言いましたように、需要の方はまだ当分減っていくであろうというふうに考えられる。

それやこれやを考えますと、例えば今後、十年後に一体日本の耕地は減るんだろうか、ふえるんだろうか、田んぼと畠の比率はどうなるんだろうかというふうなことがどうもよくわからなくなってくるわけですね。一応計画は間違いなく立てているけれども、そのおりに果たしてなつていろいろなところではありますけれども、十年後を見通しかどうか、こちらはさつきもちょっとお伺いしたところではありますけれども、十年後を見通して、大体どういう姿になるだろうということを農水省としてどう考えていらっしゃるか、もう一遍お答えいただきたいと思うのです。

○政府委員(佐竹五六君) 先ほど申し上げましたように、六十七年を目指いたしまして五百五十万ヘクタールの農地の確保、もちろんこれは田と畠、今ちよつと数字が手元にございませんけれども、それ基礎になる数字があるわけでござります。ただ、現在私どもいたしましても、この土地改良長期計画の前提になりました農産物長期需給見通しが、策定してから五年を経過しております、いろいろな面で現状に合わなくなつてゐる面もあるわけでございまして、そのことについては、これは計画を変更するかどうかは別といたしまして、現在農政審議会においてその見直しと申しますか、レビューをやつておるわけでござります。どういう理由で、どこがどのくらい現状と食い違つておるかということがござります。その

結果を見守る。と申しますのは、農産物長期需給見通しが改定されれば、私どもの土地改良長期計画の方も、当然のことでございますが、これは計画の改定等に踏み切らなければならぬ、かようがなされるわけですねけれども、結局五百五十万ヘクタールを何とかして確保していきたいということのようですね。ところが、第三次計画がなかなか計画どおりに進んでいないという実態があるんじゃないのかと思えます。大体今のところ進捗率としては何%ぐらいいになっていますか。

○政府委員(佐竹五六君) 金額ベースで一応進捗率を見ますと、六十一年度末で約二二%という数字になつております。

○山田謙君 第三次計画をきちんとやれば、そうすればさつきあなたがずっとおっしゃつたような五百五十万ヘクタールを確保し、そして大体需給見通しのとおりの農作物をつくることができるといふことであるとするならば、第三次計画が二二%しかいついてないということは、これは相当の計画そのものとのおりにいかないということになりますんじやないかと思うんですが、そこはどうですか。

○政府委員(佐竹五六君) この計画は等比級数的に毎年の一定の事業量の伸びを見込んで策定しておりますので、二二%が毎年、十年間で一〇〇%達成するとして四年ならば四〇%ぐらいいつていね。そうすると今の財政難の中、努力はすると言つていますけれども、何とか事業量を拡大する方策を模索しながら計画の達成に努力してまいりたい、現段階ではそのように考えておるわけでございます。

○山田謙君 それにしても三十二兆でしたかね、第三次計画の総額、そして二二%ということですね。そうすると今の財政難の中で、努力はすると言つていますけれども、これは現実問題として相当地難しい話になつてしまふかもしれないかと思うんですね。ですから私が言いたいのは、需給計画をきちっとつくり、そして第三次計画をそれに合わせてつくたとすれば、これは一番大事なことなんですが、私はこれが現実問題として相当地難しい話になつてしまふかもしれないかと思うんです。だから、この第三次計画どおりにせひやってもらうようにこれから頑張つてもらいたいんですね。

○山田謙君 だから、そこで最初に私言つたように、需給見通しと整合性がありますかと聞いたのはそこだつたわけです。だから、一〇〇%第三次計画が達成されたとすれば需給見通しどおりにならぬことであるとすると、第三次計画は二二%しか進んでいないとする、これは需給見通しのとおりにならないというふうに常識的に考へ

ざるを得ないんだけれども、その辺どうでしようか。

○政府委員(佐竹五六君) もちろん、農地の面積の現状を規定します要因といたしましては、拡張と壊滅と両方のバランスで決まつてくるわけでござりますので、必ず拡張が計画どおりいけばその予定面積が確保できるかという問題は形式論理としてはあるわけでござりますが、実際問題としては、まずは、壞滅もかなり落ち込んでおりまして、主として拡張の方の減り方によつて現在の農地の面積の現状が、大臣が冒頭お答えいたしましたように、毎年少しずつ減つてきているという趨勢にあります。まだ後年度が残されておりまして、ただたゞだけでござります。まだ後年度が残されておりまして、後年度に、今回の計画が二二%しかいついてないということは、これは相当の増を見込んでいるわけでござります。このことによって工期がどのくらい短縮されるかと云うことでござりますけれども、從来の一般会計事業では、平均的な工期が昨年の状況では二十二年程度であったものが二十年程度に短縮される、それから従来の特別会計事業につきましては、六十年度では十四年であったものが十三年程度に、一年でございますが短縮されるという効果が出るわけでござります。

このように、特に従来の特別会計事業について工期が短縮されることによって、いわゆる建設利息の負担が少なくなるわけでございまして、その分だけ農民の受益者負担も軽減される、かような関係にあるわけでござります。

○山田謙君 さつきもちょっと言いましたけれども、四全総の方では、何か要するに手をこまねいでればということだと思いますけれども、黙つていれば百万ヘクタール土地が、もちろん土地はあるんでしようけれども、何か遊休地として荒れ果ててしまうというこの関係とこの第三次計画との関係、これはどうなりますか、どうなるというふうに考えられるか。

○政府委員(佐竹五六君) この土地改良長期計画の前提になりました農産物の長期需給見通し、さらにその政策的な裏打ちといたしましては、「八〇年代の農政の基本方向」という方向が農政審議会の議を経て定められているわけでござります

が、その「八〇年代の農政の基本方向」の推進について」という、いわば基本方向を実現するための具体的な政策手段がやはり農政審から答申されおりまして、それによりますと、十年間で約九十万ヘクタールの農地が移動することを見込んでおるわけでございます。そのような意味で、個々の具体的な数字につきましては、国土庁の方の試算とチェックが必要になるかと思いますけれども、基本的な方向いたしましては、国土庁の方で考えておられる考え方と私どもが考えている考え方とは整合しているものと考えておるわけでございます。

○山田謙君 いや、国土庁は百万ヘクタールはもう荒れ果てていつてしまふよと言つてはいるわけですね。だから、それと同じ考え方で困るんで、荒れ果てないということを農水省としては考へても、わざないと困るわけだけれども、その点はどうなんですか。

○政府委員(佐竹五六君) 冒頭、大臣からもお答えいたしましたが、私どもとしては、農業就業人口が非常に高齢化していくことは、これは一つ間違えば荒廃する危険性もあるわけでござりますけれども、また逆に言えば、その流動化する耕地の動くきつかけにもなるわけでございまして、まさに盾の両面でございまして、私どもとしては、今先生から御指摘いただきましたとおり、荒廃してもらつては困るわけでございますから、非常に年をとつてきたので耕作をやめたいという方々から、意欲的にやられる少数の方々に耕作権が移動するように政策の展開を図つてしまひりたいと、かように考へておるわけでございます。

○山田謙君 現在、農業問題で一番問題になつてゐるのは、米を初めとして過剰の問題じやないかと思うんですね。そのため減反政策をやつたり、いろんな調整をしているわけですから、そつう中で土地改良をやつてお米をたくさんとつてあるいは畑の改良をしてそれで農産物をたくさんとるというふうなことを考へていくのは非常に難しいと思うんですけれども、その過剰の傾

向と土地改良の関係、これはどういうふうに考えるべきですか。

○政府委員(佐竹五六君) 国営事業と申しますか、国営事業に限らず、農用地造成を進めるに当たっては、何を、どういう作物をそこでつくるかということが基本的に重要な問題であることは御指摘のとおりでございます。その農産物長期需給見通しによつて伸びる、拡大が期待される作物と、それからむしろ生産が過剰で抑制しなければならない作物とを判断いたしまして、拡大が期待される作物を中心にして、例えば農産物長期需給見通しで拡大が期待される作物としては、麦類、大豆、それから野菜の中でも葉菜、それから果樹の中でもビワ、桃、ナシ、クリ、こういうものが、さらに専用作物としては、てん菜、菜種等も需要の拡大が期待されます。それから特に飼料作物については大幅に伸ばす必要があるというふうに考へるわけでござります。

このような作物を中心に、それぞれの地域ごとの市場条件等、従来の農業者の営農経験等も勘案しながら、個別地区ごとに営農計画を立てているわけでございまして、非常に具体的な例で申し上げれば、かつては農用地造成の大宗を占めたものは開田であつたわけですが、私ども認めていますが、開田はもう私ども認めておりません。それからまた果樹の方でも、かつて三十年代から四十年代の初めにかけては、非常にミカン園の造成が精力的に行われたわけですが、これにつきましても現在のかんきつの需給動向から見て、そのような計画は一切組まれていないわけですが、今までの計画は、そのようにそのときどきの需給情勢を反映した計画をつくるべく努力しているところでございます。

○山田謙君 農産物というものの性格上、将来を見通すということは、それはある程度はできるにしても、現実問題としては非常に難しさがあると思うんですね。恐らく八郎潟にしても、あの干拓を始めたとき、

向と土地改良の関係、これはどういうふうに考えるべきですか。

いろいろ當時のことを思い出しますと、あのことは是非をめぐつて非常に議論がありました。今米の需給見通しによつては、何を、どういう作物をそこでつくるかということが非常に重要な問題であることは御指摘のとおりでございます。その農産物長期需給見通しによつて伸びる、拡大が期待される作物と、それからむしろ生産が過剰で抑制しなければならない作物とを判断いたしまして、拡大が期待される作物を中心にして、例えば農産物長期需給見通しで拡大が期待される作物としては、麦類、大豆、それから野菜の中でも葉菜、それから果樹の中でもビワ、桃、ナシ、クリ、こういうものが、さらに専用作物としては、てん菜、菜種等も需要の拡大が期待されます。それから特に飼料作物については大幅に伸ばす必要があるというふうに考へるわけでござります。

○政府委員(佐竹五六君) ただいま八郎潟の例を引かれたわけですが、私どもそれなりに努力はしてきているつもりではござりますけれども、御指摘のように個々の地区をとりますと、御指摘を受けて非常にこもつともである、まだまだするんですけども、その辺はどうですか。

○政府委員(佐竹五六君) ただいま八郎潟の例を引かれたわけですが、私どもそれなりに努力はしてきているつもりではござりますけれども、御指摘のように個々の地区をとりますと、御指摘を受けて非常にこもつともである、まだまだするんですけども、その辺はどうですか。

○政府委員(佐竹五六君) ただいま八郎潟の例を引かれたわけですが、私どもそれなりに努力はしてきているつもりではござりますけれども、御指摘のように個々の地区をとりますと、御指摘を受けて非常にこもつともである、まだまだするんですけども、その辺はどうですか。

○山田謙君 わかりました。

私が聞きたいのは、基本的な考え方として、土地改良事業というのは、農民の方から土地改良をせひやってもらいたいということになるのか、國の方からある程度イニシアチブをとつて、そしておまえさんのところにこれだけの土地改良をしてあげるがどうかということになるのか。その考え方として、法律はよくわかりましたけれども、実際の基本的な考え方は、そこら辺はどういうものですか。

○政府委員(佐竹五六君) これは基本的には農民の申請を待つて事業を着手し、進めるということに入つてみようと思うんですが、まず一つの手続でございますけれども、まず土地改良法の三條に規定する「資格を有する者」、これは十五人以下の者が申請人となります。申請人は、土地改

い間にやらされたというふうなことをよく言う人がいるんですねけれどもそこら辺はどうでしようか。本当に農民の意思でぜひともやつてもらいたいということで始まっているとすれば、農民からそういう苦情が出るはずがないようにも思つんだとしても、どうりでなつたんですよ。

ときに、その変更内容、あるいは変更の申請とうのも当然農民側から出されると思うんですけれども、その辺はどうなっていますか。

○政府委員(佐竹五六君) まず、先ほどは着工に当たつて御説明したわけでございますが、当然計画変更といふことはございません、つたでござります。

○山田 謙君 そうすると、その一部以内であれば
例えは五%の金が余計かかるようになつたといふ
ような場合は、特別に申請とかそついう手続を経
ないで事業をやつてゐる人は自由にできると、こ
ういうことですか。

ね第一次オイルショック、それから第二次オイルショックに伴う物価の著しい上昇を施行の途中で受けているわけでござります。そのような意味で、当初話を聞いたときからみれば極端に負担がふえている、そういう声が出る要因がそこにあるわけなのでございまして、一方、特に今、農畜産物価格について

○政府委員(佐竹五六君) 私どもの事業は各種公共事業の中ではやや特色のある性格を持つておりますて、必ず負担を伴うわけでございます。その負担を伴うがゆえに、先ほど御説明いたしましたように三分の二の同意を得る、こういう手続が手続き全体のかなめになつてゐるわけでございまして、したがいまして、その同意を徵集する場合には、少なくともこれだけの御負担をお願いいたしますということをきっちりと説明してない限り、なかなか判断はついていただけないわけでございます。ただ、昨今非常に兼業化が進んでくるといふようなこともございまして、御主人がいないとき手続をいろいろやらなきやいけないというようなこともありますので、どうも先ほど先生がおつしやつたようなケースがあるわけでございます。

計画変更というのは一つ一つ事業の節目でやる
ようにいたしておりますので、毎年毎年、いろいろな事業の変化する要因というのは毎年度の事業のうちにもあるわけでございますので、これは計画変更のときだけ三分の二の同意をとればいいということではなくて、毎年毎年予算が決まりまして、その決まった段階で地元に、ほとんどすべて
というふうに申し上げて差し支えないかと思いま
すが、土地改良区があるわけでございます、受益者
の団体として、その土地改良区の理事者にはも
ちろん、総代会等に対して、ことしの予算はこう
決まってこういう仕事をやりますということを御
説明して、その計画変更の手続をとろうとしたら
初めて、いや、そんなに負担がふえるのかといふ
ようなことが起きないよう、各事業所、これは
国営の事業所があるのでござりますので、私ど

工法の変更なり物価の動向がどうなつて、ことしと問題を起こす要因をつくってはいけないといふことで、毎年の事業費について、事業内容について、工法の変更なり物価の動向がどうなつて、ことしの事業費はどういうふうに決まつてあるんだということを土地改良区の理事会あるいは総代会等で必ず説明するようにと、この辺は十分その徹底は図つていいつもりでございますけれども、私どもと逆の受益者の立場から見れば、まだ不十分であるという批判もあるうかと思ひますので、特に念入りにやるよう指導をしているところでございます。

○山田謙君 私どもあちこち歩いてみて、大体において農民からは土地改良してもらつてよかつたと云ふ声が多いんですけども、しかし、ときどき非常に不満だというのがあります。その不満の一つにして、今まことに会合つかなかつたから

きまでは過剰基調を背景といたしまして傳達されたが、この御不満が起きる素地はあるわけでござりますて、これは過去の過ぎたこととござりますが、今後そのような事態を招来しないよう、計画内 容を変える場合には、それによって受けるメリットと負担増を、土地改良区の理事者はもちろんでございますが、総代会等にも説明いたしまして、本當であればそれは一人一人の受益者の方に御説明すればよろしいでございましょうけれども、それも限界がござりますから、せめて土地改良区の總代会等では、工法変更あるいは事業内容を変更することによって受けるメリットとそれに伴う負担増を比較勘案する機会を具体的な形でお示した上で計画を変えていこう、工法を変更するなどするということをきちっとやるよう、少なくとも支局的な見地から見て、受益者の方々に

いまして、先ほど三分の二の同意をとればいいと
いうふうに申し上げましたけれども、これも全地域で三分の二ということと、もちろんそれは当然のことです。さるにきめ細かく大字別に三分の二がとられていることを前提にして、私ども都道府県は指導しているところでございま
わけでございます。この点につきましては、現在の農業を取り巻く諸条件の変化を十分考えて、慎重の上にも慎重に同意の徵集手続を進めるようになつておられる方々には、何よりもお心遣いをなす。
○山田謙君 相当長期の事業であるだけに、長い間ですから、いろいろ工法も変わるとか、あるいは価格も上がっていくとか、あるいは場合によつてはその計画を多少変更していくかなきやならぬところもあると思うんですけれども、そういう

○山田謙君 正式な申請書を出さなきや変更できないということでしょうかけれども、その変更といふのは大体どの程度の変更を言うんですか。つまり工法変更という場合はどういう程度の内容になりますか、こういう問題です。

○政府委員(佐竹五六君) これははつきりと法律上の要請として、計画変更がどういう事態になれば変更しなければならないかということは書いてあるわけではございませんが、要するに事業計画に著しい変更があつた場合ということで、私どもとしてはおおむね事業費をマルクマールにいたしまして、事業費の増高が一割を超えるような場合にはできるだけ速やかに計画変更の手続をとるよううに運用しているところでござります。

ふえていく、こういう状況をおれたちは知らなかつた、結果的に見るとえらく最初の計画とは違っているじやないか、負担も多くなつてゐるところ、こういうふうなことをときどき文句として聞くくだけあります。

我々は普通、金を借りる場合は、まず幾ら償還できるんだろうということを逆に考えて、その範囲内で事業をやるんですけども、どうもそういう人たちの話を聞いてみると、全然わからぬうちに自分たちの負担がどんどんふえていつてしまふ。最終的にはえらく膨大なものと思ひがけず取られる、非常に不満であるという声があるんだけれども、その辺はどうなんですか。

○政府委員(佐竹五六君) 現在ほば完了に近づいてゐるところ、地区につきましては、おおむね

あつてはならないということについて、現場の工事関係者に徹底を図つてまいりたいというふうに考えておるわけでござります。

○山田議君 かりそめにもあつてはならないんだけれども、あるわけですね。あるもある、膨大な負担増になつてゐる。しかも、それを農民の人たちが知らなくて、終わりころになつてやつと気がついたというふうな状態が相當ある。相当あるからどうかそのあたりのことはよくわかりませんけれども、群馬県には時々あるわけですね。そうなるとその説明が非常に不親切で、土地の利用なんどいうのはお国がやるんだと言わんばかりのやり方でどんどんやつてしまふ。その結果として肝心の負担する側からすれば思いがけず負担がふえた、手

れども、その辺はどうですか。同じようなことだけれども、もう一遍お答え願いたいと思います。

○政府委員(佐竹五六君) これは手続的にはほぼ完備しております、きちつと判こをついていただかなければ計画の変更はできないわけでござります。また毎年度の事業計画の説明はそれなりにやっているわけでござりますけれども、現在の農村の社会的な事情の変化等をいろいろ考えますと、総代に徹底させても必ずしも個々の受益者に徹底しないというような問題が起きがちなわけでございます。私も、そのようなことがあることがあります。私ども、具体的には例えれば六十年の三月十八日付でござりますが、私、構造改善局長名でござりますが、「国営事業の実施中においては、事業の計画・実施内容、地元負担金の額等について、機会あることに関係機関、地元土地改良区、受益農家等への一層の周知徹底を図り、事業に対する認識を深め、理解を得つつ事業を進めるよう努めるものとする。」という通達をしているわけでございまして、考え方としては、先生の御指摘は私ども正面から受けとめるわけでございまして、後はこれをいかに徹底させるかということにかかっています。今後ともこの徹底方にについて努力してまいりたいとか、よううに考えております。

○山田謙君 これからのは当然だうと思うけれども、既にそうなつてしまつて負担増でもつてどうにもならぬ、こんなものは払わないといふふうなところもあるわけですね。ですから、そういうところに対してもどうしますか。知らないうちはやつてしまつたんだけれども何とか払ってくれと言つてその膨大な負担金を払わせるのか、それとも何かほかの方法を考えるか。その辺はどうですか。

○政府委員(佐竹五六君) 現実に現在計画変更を最終的に手続をとつて事業を完了させなければならぬ地区については、先ほど申し上げました事情もあって非常に負担金がふえている地区が多いわけでございます。ただ、私どもとして申し上げられることは、いずれにいたしましても、最終的

に同意をいただきまして、変更計画について御同意をいただきなければ事業は完了しないわけでございます。今までいろいろな事業をやつてまいりましたけれども、いずれもその過程では非常にいろいろ問題があつた地区もござります。しかし関係者それぞれ汗を流して最終的には農家の方に御納得いただいて、全員とは申しませんけれども、三分の一でも大体八割から九割ぐらいの御同意はいただいて事業を終わらしているわけでございまして、そのためには結局最後は負担の問題になります。これについて国、県、それから関係市町村、それぞれ今置かれた条件の中でできることをそれなりに尽くして、国、県、市町村もこれだけやつたんだからひとつ農家の方も負担増は御納得いただきたいという形でその同意をしていただくということでございまして、そういう考え方方に立つて関係の都道府県、それから市町村等と協議しながら計画変更の手続を進めていく。こういうことをしている最中でござります。

○山田謙君 具体的にいろいろ例を挙げれば結構あるんですけども、これは私が直接調べたわけではないし、私の後で隣の稻村委員がいろいろ御質問なさると思うけれども、青蓮寺、あれは三重県ですね、青蓮寺の関係でそういうふうなことがあつて、今おっしゃるような方向で県なり市町村が悪いけれども、青蓮寺の例で今おっしゃつた中にある程度負担することによって大体解決しそうであるということを聞いたのですけれども、その辺は事実ですか。

○政府委員(佐竹五六君) 青蓮寺につきましては六十年度で事業が終わります。六十一年度から償還が始まるわけでござります。現在、計画変更の手続は完了しておりますが、それは地元の土地改良区理事の方々が、負担については自分が責任を持つて処理するということで受益者の方々の御同意をいただいたというふうに私ども承知しております。あとは都道府県と関係市町村の負担についてもございますが、進めているところもございま

すが、理由を申し上げますと長くなるので御質問があればお答えいたしますが、ストレートの形で償還条件の緩和を実現することは非常に難しくございました。財政当局としても、ただこれらの地区については結局、先ほど来先生からも御指摘いただき、私ども申し上げましたような事情から負担がふえた特殊な事情があるなどもあつて、個別地区の問題として償還の仕方については引き続き協議を続けるということです。現在さらに大蔵省と折衝することになつて、いるわけでございまして、それぞれ国、県、市町村、関係者がそれなりの努力を評価して受益者の方々も御同意を青蓮寺地区についてはいただいたいうふうに私ども考へておられるわけでございます。

○山田謙君 ちょっとと言葉じりをつかまえるようでは悪いけれども、青蓮寺の例で今おっしゃつた中には、市町村なり県が法的手続でもつてやるとか何とか言われけれども、その法的手続というのはどういうことを言うのですか、その場合。

○政府委員(佐竹五六君) これは都道府県につきましては条例の措置が要るわけでござります。さくらに具体的な支出については予算措置も要るわけでございます。そのような意味でそれぞれ自治体が所要の法的手続をとるということを申し上げたわけでござります。

○山田謙君 私は、それは結構なことだと思いますけれども、考えようによつては全然問題の解決にはなつてないのではないか、要するに国の負担になつたと、いうことであつて、いざれにしても本래的な姿ではないと思うんですね。しかもそのことのために県や市町村が条例までつくらなければ

ならないというのは、どう考へてもこれはおかしいのです。これから六十年度に完了いたします坂井北部の二地区につきましては、そのような問題が非常になりましたけれども、いずれもその過程では非常にいろいろ問題があつた地区もござります。今までいろいろな事業をやつてまいりましたけれども、それもその過程では非常にいろいろ問題があつた地区もござります。しかし関係者それぞれ汗を流して最終的には農家の方に御納得いただいて、全員とは申しませんけれども、三分の一でも大体八割から九割ぐらいの御同意はいただいて事業を終わらしているわけでございまして、そのためには結局最後は負担の問題になります。これについて国、県、それから関係市町村、それぞれ今置かれた条件の中でできることをそれなりに尽くして、国、県、市町村もこれだけやつたんだからひとつ農家の方も負担増は御納得いただきたいという形でその同意をしていただくということでございまして、そういう考え方方に立つて関係の都道府県、それから市町村等と協議しながら計画変更の手続を進めていく。こういうことをしている最中でござります。

○山田謙君 具体的にいろいろ例を挙げれば結構あるんですけども、これは私が直接調べたわけではないし、私の後で隣の稻村委員がいろいろ御質問なさると思うけれども、青蓮寺、あれは三重県ですね、青蓮寺の関係でそういうふうなことがあつて、今おっしゃるような方向で県なり市町村が悪いけれども、青蓮寺の例で今おっしゃつた中には、市町村なり県が法的手続でもつてやるとか何とか言われけれども、その法的手続というのはどういうことを言うのですか、その場合。

○政府委員(佐竹五六君) これは都道府県につきましては条例の措置が要るわけでござります。さくらに具体的な支出については予算措置も要るわけでございます。そのような意味でそれぞれ自治体が所要の法的手続をとるということを申し上げたわけでござります。

○山田謙君 私は、それは結構なことだと思いますけれども、考えようによつては全然問題の解決にはなつてないのではないか、要するに国の負担になつたと、いうことであつて、いざれにしても本래的な姿ではないと思うんですね。しかもそのことのために県や市町村が条例までつくらなければ

ならないというのは、どう考へてもこれはおかしいのです。これから六十年度に完了いたします坂井北部の二地区につきましては、そのような問題が非常ではありませんが、それもその過程では非常にいろいろ問題があつた地区もござります。しかし関係者それぞれ汗を流して最終的には農家の方に御納得いただいて、全員とは申しませんけれども、三分の一でも大体八割から九割ぐらいの御同意はいただいて事業を終わらしているわけでございまして、そのためには結局最後は負担の問題になります。これについて国、県、それから関係市町村、それぞれ今置かれた条件の中でできることをそれなりに尽くして、国、県、市町村もこれだけやつたんだからひとつ農家の方も負担増は御納得いただきたいという形でその同意をしていただくということでございまして、そういう考え方方に立つて関係の都道府県、それから市町村等と協議しながら計画変更の手続を進めていく。こういうことをしている最中でござります。

○山田謙君 ちょっとと言葉じりをつかまえるようでは悪いけれども、青蓮寺の例で今おっしゃつた中には、市町村なり県が法的手続でもつてやるとか何とか言われけれども、その法的手続というのはどういうことを言うのですか、その場合。

○政府委員(佐竹五六君) これは都道府県につきましては条例の措置が要るわけでござります。さくらに具体的な支出については予算措置も要るわけでございます。そのような意味でそれぞれ自治体が所要の法的手続をとるということを申し上げたわけでござります。

○山田謙君 私は、それは結構なことだと思いますけれども、考えようによつては全然問題の解決にはなつてないのではないか、要するに国の負担になつたと、いうことであつて、いざれにしても本래的な姿ではないと思うんですね。しかもそのことのために県や市町村が条例までつくらなければ

在北海道、東北、九州を中心いたしまして全草地造成面積の約三割程度の造成を担っているわけでござります。我が国の畜産の将来に最も基礎的な条件でございます飼料基盤の整備を進めているわけでございます。特にこれらの地域につきましては、比較的人口の減少する地域でございます。まさに畜産以外に地域の発展はあり得ないよつた地域でございます。今御指摘のような御意見が行革審特殊法人小委員会の中で出でてることは事実でございますが、まだ最終的な結論ではございませんので、私どもそれについて必要な反論はいたしまして、御理解を得るべく努力しているわけでござります。

例えは一億数千万の数字そのものもいろいろ議論ございますが、その中の相当数は道路投資である。從来インフラ投資のおくれた地域で、その投資が個々の農家の資産形成ということではなく、地域全体の農林業の発展に役立つてはいるというような事実、それからまた我が国の畜産は欧米に比べて百年のギャップがあるわけでございまして、それを埋めるためにはある程度集中的な投資をしてなければならないというような問題等もいろいろ御説明いたしまして、御理解を得るべく努力してまいりところでございまして、私ども農林水産省といたしましては、公団が果たすべき役割、それから事業はまだ今後とも相當数あるということを確信しておるわけでございまして、今後も行革審の特殊法人小委員会の先生方に御理解をいただくべく努力してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○山田謙君 この問題は非常に大事な問題だと思うんですね。食糧自給力が非常に重要なとか、食糧安保が大切だとか言われているやさきに、單に補助金の額を人間の数で割つて、それで一人に対して一億数千万円が行つているんだ、こんなものは常識じや考えられないというその考え方が非常識だし、こういう人が日本にたくさんまだいるかと思うと情なくなるわけです。

そこで、これはぜひ大臣に聞いておきたいんで

○國務大臣(羽田孜君) 基本的には今局長からお答え申し上げましたとおりでありますて、今先生から御指摘の中にもありましたんすけれども、将来は乳製品だとか、あるいは肉等については安いものを他に求めればいいというような発言もあつたようによお話をありましたけれども、しかし、たしかこの委員会でも私、申し上げたと思いまが、肉の海を越えての貿易量というのは非常に少ないものであつて、日本人がこれだけ肉を食べるようになつたときに、先方の供給の方で何か問題があつたときは日本に来る肉は途絶えてしまうということがある。そんなことになつたらこれは大変なことなんであるし、また乳製品等についても国民の健康を維持するための基本的な食糧であるということを考えたときに、こういったものをきちんと日本の方である程度確保しておなく、そのための体制といふものは何が何でもつくらなきやいけないということ。

それともう一つは、特に私自身思うんですけれども、人が山間部に住んでてもらわなければ困る。そうでなければ山そのものも崩壊していくてしまいますということもあります。そういうことを考えたときに、私はスイスとはちょっと違った考え方でありますけれども、スイスの場合には国境線を守るという防衛的な意味がありまして、それとは違いますが、山を守るという意味では、そういう中で優良なしかも健全な農家というものがなければいけない。その中で特に畜産、酪農というのが中心であろうというふうに思っております。

そういう意味で、私どもは、今局長からも申し上げましたように、草地をつくる中の三割からはこの事業によって進められておるということを考えたときに、そういう点を十分よく説明すれば、これはいろんな意見はあると思うんですけれども、そういう意見を踏まえながらも、よく今申し

○山田謙君 力強い大臣のお言葉で大変うれしいですけれども、せひととも頑張つていただきたい。そしてできることなら、さらに進んでこういう非常識な考え方を是正するような方向でもつて大臣にこれからも一層頑張つていただきたいと思うんです。これは農用地開発公団の問題ばかりじゃなくて、農産物について全体的に言える問題だと思ふんです。どうも農業過保護論とか補助金を出した過ぎるという考え方、こういう補助金をただ単純に人間の数で割るというふうな考え方では困るんであります。ぜひそのところはこれからも頑張つてやっていただきたい、かよつて思います。

そこで、私は具体的に農用地開発公団の問題でお伺いしたいんです。実はこの間一週間ぐらい前のことです。茨城県の北の方に高萩といふところがありまして、あの後ろあたりに阿武隈山脈ですかね、山があつて、私は初めて知ったんですけど、非常に深い山なんです。その深い山の中に、さつき大臣おつしやいましたように、わざかですけれども部落が点々としてある。そういうところが非常に農用地開発公団が非常に膨大な農地を開発してくれたわけですが、そのため山間にいた人たちが非常に農用地開発公団に感謝しているわけです。今まで事業をやっていますけれども、その状況を見て本当にこれは結構だと思ったんです。ただ、高萩の市会議員のたくさんの人たちの考えに私がつくりしたんですが、ここで事業を始めるときに高萩市に何にも連絡がなかつたということを盛んに言つているんですね。これじや困るんで、もちろん途中からよく理解してくれるようになつたそうですねけれども、始まつたときは全然知らなかつたということを言つていました。本当かどうかわかりません。それは事実なんでしょうが、上げたような事情を筋道立てて説明すれば、私は必ず理解を得られると思いますし、私どもはまた理解をさせなければいけない、これを存続させなければいけない、そういう考え方方に立つておると、いうことをはつきりと申し上げておきたいと思います。

○政府委員(佐竹五六君) 公團事業につきましては、基本的には土地改良法と同様な手続をとりまして、計画変更についても農家の全員の同意を必要としているわけでございます。ただ、今御指摘の高萩地区につきましては、五十九年に計画変更で道路を取り込んだ、このときの同意を得る作業を公団から市に委託したわけでございますが、市はこれを道路の地元負担はゼロにする、結局、地域開発と申しますか、地域の全体のプラスになる、もちろん公団の草地造成に役立つことは間違いございませんが、結果として地域全体の農林業、さらにはまた生活上の便益にもプラスになるという観点から市がこれを負担した、地元負担なしで仕事をやつたというようなことがあるようでござります。したがつて、市の担当者の考え方で、この分は農家に負担をかけないから同意は要らないんじやないかというようなことで事業が進められた可能性があるということでござります。ただ、仮にそのようなことがあっても、やはり私どもの事業は、個々の受益者に十分御説明し、同意を得て仕事を進めることができることで事業全体を地域に密着したものにしているそのかなめの手続でござりますので、今後は、そのようなことが仮にもしあつたとすれば、ないよう指導してまいりたいと、かように考えております。

きたいんです。

今的地方交付税法を見ますと、土地改良事業については何にもないわけで、測定単位としては耕地面積と農家の戸数ですか、これだけをもとにし計算をしていくということのようで、これはしようがないと思うんであります。ところが、それに対しても補正ということがあるわけですから、これに対する大きな負担もあるわけですから、これについては補正のところでもつて交付税を考えしていくといふうなことが必要になつてくるのではないかと思うんですね。その辺農水省としてはどうお考えですか。

○政府委員(佐竹五六君) 農業基盤整備事業の地方財政措置でございますが、地方交付税交付金の配分の基準となる基準財政需要額に、都道府県の場合には耕地面積、市町村の場合には農家戸数を基準に、単位費用を乗じて農業行政費投資的経費として算入されているというふうに承知しております。その単位費用は、農業基盤整備事業における都道府県負担分、市町村負担分も算定の一つのファクターになつていて、このふうに聞いておるところでございます。

現在、農業基盤整備事業の果たしている役割から見て果たしてこのよき取り扱いでいいかどうかという問題でございまして、確かに農道は昔のいわゆる農道で、個々の園場と市町村道とを結ぶ、そのような機能だけを果たしているのであれば、広域な大規模な農道を実施しているわけでござります。また排水事業につきましても、同様に地域私どもやや勉強が不足している点でござります。また現在の仕組みというのは、これは自治省の方も長年にわたつてこの方式でやつてこられて、いる

わけでございますので、これをいじるということにつきましてはいろいろ問題、相当な難しさがあります。自治省の方であるという御意見もあろうかと思うんでござりますけれども、今お話をございましたように、一般道路あるいは河川と同様な事業費補正というような考え方を入れませんと実態を反映しない面もあるんではないか。今後、私どもとしても検討を深め、自治省の方とも御協議申し上げていきたいと、このように考えているわけでござります。

○山田謙君 私も今局長おっしゃったとおりだと思いますけれども、何とか交付税の方に土地改良のことが反映されるような交付税の算定方法について、ひとつ自治省とも今後頑張つて今のような方針で努力していただきたいと、こういうふうに思っています。それから最後になりますけれども、埋蔵文化財の問題でござります。

土地改良をやっていく上に、とりわけ群馬といふところは埋蔵文化財といいますか古墳なんか非常に多い。それから昔の遺跡みたいなものも非常に多いところなんです。そういうところですから、土地改良事業をやろうとするときには、最低限度の措置として発掘調査を行つてくださいます。それから最後になりますけれども、埋蔵文化財の問題でござります。

土地改良をやつて、そこで工事を続けるわけになると、文化財を保護するための手が足りないといけないわけでござりますので、その増員の方を進めていきます。五十年に比べまして六十年を見ますとおおよそ三倍近くの増員になつていいわけでござります。

それから埋蔵文化財の所在状況。事業を始めてから埋蔵文化財によつたたといふことになりますと事業計画に変更を来すというふうになりますと、埋蔵文化財の所在状況を確実に把握するところになりますので、事業に取りかかる前に、こ

これは土地改良事業ばかりじゃないと思うけれども、事業をやつていてそういう文化財にぶち当たつたというときに、まずどういうことを文化庁としてはなさるわけですか。

○説明員(田村誠君) お答え申し上げます。

土地改良事業でありますとか、その他の開発事

業等の事業予定地に埋蔵文化財が所在する場合に、当該事業計画の内容と、そこにござります埋蔵文化財の価値、規模等を勘案いたしまして、埋蔵文化財の現状のまま保存するか、あるいは記録の形にして保存していくか、どしどうことであるとか、また工事内容、工事実施の手順等を関係者の間で調整したり協議したりするということをまず行うわけでござります。

記録保存の扱いにされたものにつきましては、発掘調査を実施しなければいけないということになりますので、次には発掘調査のことについてまた話し合ひが行われるとということになるわけでござります。このような協議、発掘調査の迅速化につきましては、文化庁としても從来から地方公共団体の教育委員会を指導いたしまして、これらを早めるためには、何といましても、地方公共団体の埋蔵文化財担当職員の手が足りないといけないわけでござりますので、その増員の方を進めていきます。五十年に比べまして六十年を見ますとおおよそ三倍近くの増員になつていいわけでござります。

それから埋蔵文化財の所在状況。事業を始めてから埋蔵文化財によつたたといふことになりますと事業計画に変更を来すといふことがあります。それで、埋蔵文化財の所在状況を確実に把握する必要となつた発掘調査の経費につきましては、当該開発事業者に負担を求めることが原則となるわけです。ただし、個人の人が住宅をつくるというようなことで調査が必要になる、あるいは極めて零細な事業者がやるというような場合には、その経費は地方公共団体が負担するようになりますので、このような開発事業が原因となつて必要となつた発掘調査の経費につきましては、当該開発事業者に負担を求めることが原則となります。ただし、個人の人が住宅をつくるというようなことで調査が必要になる、あるいは極めて零細な事業者がやるというような場合には、その経費は地方公共団体が負担するようになりますので、このように開発事業が原因となつて必要となつた発掘調査の経費につきましては、当該開発事業者に負担を求めることが原則となります。

文化財保護担当部局の方で負担するといふようにして、農業基盤整備事業関係でござりますと、この場合も農家の負担することとなる部分につきましては、農家の負担することとなる部分につきましては、農業基盤整備事業などでの農業基盤整備事業などをつくります。農業基盤整備事業のうちの農家の負担となる部分についての負担金につきましては、毎年増額に努めているところでございまして、今後もこれには努

力してまいりたいというふうに考へてゐるわけでございます。

○山田謙君 私は、今原則と言われたけれども、その原則そのものは全然間違つてゐると思うんでありますね。つまり土地改良事業でもつてずっとやつていて埋蔵文化財があれば、そしてこれを発掘しなけりやならないとなつたら、この事業は当然文化庁なり教育委員会の事業になつて、そこでもつて掘つたり調べたりいろいろすると思うんですよ。その金まで全部土地改良の方の金から払うというのはどうも筋が違つんだけれども、どうですか、そこら辺は。ている今度は文化財の文化庁の方の仕事になるわけだから、文化庁の方が金を出すのがむしろ原則じやないかと思うんだけれども、どうですか、そこら辺は。

○説明員(田村誠君) これは道路をつくります場合でありますとか、鉄道を敷く場合でありますとか、いろんなものがあるわけでございますが、ま

ず埋蔵文化財のところに計画ができましたときに

は、文化財をできるだけそのまま残してもらいたい

いということで事業計画を変更していただきいた

り、あるいは変更の一部になるかもしれません、

土盛りによってそのまま埋蔵文化財を保存しても

らうということをお願いしているわけでございま

す。ですから、どうしてもそここのところを壊さざるを得ないというようなことがありますと、

それは壊す側で御負担をお願いして、記録の形で

保存していただきたいというような形をとつてい

るわけでございます。ただし、どうしても個人あ

るいは農民の方の負担でそういうことを実施する

ことは困難だというような場合には公費で見てい

ります。

○山田謙君 これ以上言つても押し問答になるか

の関係の法律に基づいてそういう事業がな

もしれないけれども、基本的には、これは文化庁

で一たん中断して、今度は文化庁所管の事業とい

うことになつて発掘したり、いろいろ調査したりする、こういうことになるんですから、この関係の仕事を要する経費というのは、当然文化庁といいますか、その所管の法律の関係の仕事なんだから、そちらの方でもつて負担するのが本當じやないかという感じがする。現に群馬県でも農政部あたりの意見として、群馬は非常に多いのですから、しかもその金が土地改良の事業費の方から

とられているんで非常に困りますと、

こういうこ

とを盛んに言つてゐるわけですね。何か聞いたと

ころによると、教育委員会と農政関係が覚書みた

いものを取り交わして、ここからここまで農

政関係で出してくれとかなんとか、そういうこと

になつてゐるようですか、これは理屈の問題

じやなくて、現実問題として金がないからしよう

がないから持ち分調査をやつてゐると思うんです

けれども、私はそら辺文化庁がひとつ頑張つて、

それは急に金とれと言つても無理かもしねないけ

れども、ひとつ努力をしてもらいたい。さつきの

ようには、これは土地改良をやる方の金でもつて使

うのは当たり前だ、原則だというの、私はどう

も納得できないわけですよ。どうですか、局長、こ

の辺は。

○政府委員(佐竹五六君) 文化庁の御答弁は、現

状を変更する者の原因者負担であると。これは特

に道路とか鉄道とかいう種類の事業を念頭に置かれてそのような御答弁が出てくるんだろうと思うんでございますが、私どもの圃場整備の場合には

非常に面を広くいじらなければならない、しかも

最終的には農民負担を伴うものであるというこ

ろから、先ほどのような取り扱いが出てきたこと

になつたんだろうと思うわけでございまして、私

ども実はこの話は日々聞いてはおつたんでござりますが、ただいま数字を持見いたしますと、

五十五年から五十九年まで、群馬の基盤整備事

業の中、県営の場合でこの調査費が五・一%、團

体でござりますと一四・九%、五十五年から五十

九年の平均でござりますが、そうなつております。

私もとしても、特に一四・九%になりますと、こ

れは非常に高い比率の問題でございますので、原

則的な考え方というものは、これは関係各省も含

めで確立された一つのルールでございますので変

更することはなかなか難しいと思いますが、負担

のこのようない数字のもとで現実の事業運営でどうい

うふうな問題が起きてゐるのか、私どももさらに

よく調査いたしまして、さらでだにこの事業費の

高騰を抑制しなければならないわけでございま

すから、関係者と協議をしてまいりたいと、かよう

く考えてゐるわけでござります。

○山田謙君 最後にお願いですけれども、今局長

から、関係者と協議をしてまいりたいと、かよう

く考えてゐるわけでございます。

○山田謙君 最後にお願いですけれども、今局長

から、関係者と協議をしてまいりたいと、かよう

く考えてゐるわけでござります。

○山田謙君 最後にお願いですけれども、今局長

気療養中であるということに言及しておりますのは、私どもとして若干不安を感じているところでございますが、私どもいたしましては、何としても大臣訪ソ、閣僚レベルでの協議を実現したいと考えておるところでございます。

○國務大臣(羽田孜君) 今実務的な面で長官の方からお答え申し上げましたけれども、ともかくこの第三回目の協議がきょうで一応あれることになつておりますけれども、ソ連側の方の姿勢は、先ほど先生から御指摘があつたような状況で、こままでいきますとも我が日本の北洋漁業といふものは壊滅的な状態になるという状況でございます。そういうことで、この会議というものを少し延ばしてもらうということがまずあれでございましょうし、それと同時に、日ソ地先沖合協定といふのは実務者同士で話し合つて、そこで決着をつけていくというのが從来のあれでござりますけれども、今日の状況では、なかなかそれだけでは話が進んでいかないということであろうというふうに思います。

そういう意味で、私としては、これは個人的なあれでござりますけれども、日ソ関係についても、シェワルナゼ外務大臣がわざわざ日本にやってくる、そういう新しい時代を迎えるとしておるときに、今日まで長いこと、この八年間といふものほとんど魚の問題ですつとつないでござるといふのが現状でありますし、そういう魚といふのを、今のような状況で本当に決裂していいのだろうかということを率直に訴えてまいりたいと思いますけれども、ちょうど魚の問題ですつとつないでござるといふのが現状でありますし、そういう魚といふのを、今のような状況で本当に決裂していいのだろうかということを率直にお話し合いをしてまいりたいというふうに考えております。

ただ、今長官からお話をありましたように、外交ルートを通じながら今呼びかけをいたしておりますけれども、ちょうどカメンツエフ漁業相が健康を害しておるというようなこともありまして、今はつきりとした日程というのはまだ私どもあれ

しております。早急にひとつソ連側にも環境を整えていたいきまして率直な話合いをして北洋漁業といふのを救うために働いてみたいというふうに考えております。

○菅野久光君 今大臣の決意もお聞きをいたしました。早急にひとつソ連側にも環境を整えていたい、一日も早くこの交渉の決着を見るよう私ども心から期待しておりますので、精力的にその辺についてお取り組みいただきますようお願いをいたしまして私の質問を終わります。

○稻村稔夫君 今菅野委員から日ソの質問が出たわけでありますか、このことは我が国の漁業にとつてまことに重大な問題だ、こんなふうに私も考えます。それだけに、今の当面する問題に大臣としてそれこそ全力を集中していただきたい、こんなふうにお願いを申し上げるわけであります。

そして同時に、今の漁業ほど劇的な形でやつてはきておりませんけれども、農業そのものも、国際化といふものがいろいろと言われるようになつてしまひました。外圧であるとか、いろいろな形で、表現は人によつていろいろと違いますが、そ

ういう中で今、法案審議をしておりますこの土地改良法等の改正をやつて、少しでも土地改良事業といふものの促進を図ろう、こういうことなんですが、ありますけれども、それだけに、将来展望等を含めながら、土地改良事業といふものの方そのものを考えてみなければならぬ、真剣にいろいろと考へてみなければならぬ、そういう時期に

來ているのではないだろうか、こんなふうにも私は思う。そのことをひとつ前提にしながらこれからお伺いをしていきたいと思うわけです。そうしなないと、本当に漁業と同じような方向へだんだん

思つのです。

最初に、先ほど山田委員からもいろいろと質問がありまして御答弁いたしましたが、第三次土地改良長期計画の関係、これの進捗状況は全体として約二二%ぐらいという御答弁がありました。この中で、今回の改正は、特に国営土地

改良事業についての対応ということにも相なるわけでありますから、国営の土地改良事業というものがこの中でどのような役割を果たしていくであろうかということをまずお伺いをしたいというふうに思います。

国営かん排、農用地あるいは干拓ということでお数字は一応いただいております。この実績はそれわかりますけれども、今度は、一般会計、特別会計という区別をなくして、今後のものは一本化してできるだけ早くできるようにしようというこ

とのようになりますけれども、これが二三%といふ低い率でどの程度貢献できるということになりましようか。数字でということはなかなか難しいかも知れませんが、感覚的にどんなことになるか、

こういうことでも結構であります。

○政府委員(佐竹五六君) 第三次土地改良長期計画、トータルで三十二兆八千億の事業量を見積もつておるわけでござりますが、その事業種目の構成いたしましては、農用地総合整備事業、それから基幹農業用排水施設整備事業、それから農用地造成事業、たゞいま御指摘の国営事業にかかる事業種類としては大体この三つの事業種目

が該当するわけでござります。

ただ、分類の基準が違つておりますために、直ちに的確に数字でお示しすることはできないけれども、その累積事業量の進度率で見ますと、六十年から六十年は五・六%の進度アップになつております。六十年度末では一六・三であつたものが、六十一年度末では二一・九になつて、五・六、これが前年は五・五、さらにその前の年は五・四、ということござりますので、進捗率に対しましては、全体の分母が大きいものでござりますから〇・数%しかあらわれできませんでしたけれども、そ

のとから御判断いただくことで大体傾向はつかめるんではないかというふうに思つわけでござります。

○稻村稔夫君 そういたしますと、いずれにしては、全体の分母が大きいものでござりますから〇・数%しかあらわれできませんでしたけれども、そ

てこういう努力をすることによって少しでも進捗がある、こういうことでまたさらに多少スピードアップということに貢献するであろう、こういうことになるんだと思うんであります。

そこで、これはこれとして、そうすると、あの一般事業の方はこれからどういうふうになるとお考えでしようか。もっとスピードがアップしていくことができるんだろうか、あるいは事業量といふのはなかなかこれから先進むのは難しいというふうなことになるんだろうか。その辺はどのように受けとめておられるでしょう。

○政府委員(佐竹五六君) 工期が延伸している事業は、これは国営だけに限らないわけでございまして、補助事業である県営事業あるいは団体事業でも同じ問題があるわけでござります。今回の措置によりまして、その浮きました国費の一部は関連の補助事業にも充當いたしておりますし、充當いたした額が六十億程度でござりますので、事業量で百三十九億ぐらいの増にしかなりませんものでござりますから、工期に端的にその数字は響いてはまいりませんけれども、若干ではございま

すが、国営関連の附帯県営、団体事業の促進には役立っていることになるわけでござります。それ以外には、これも六十年度から始めました国庫負担率の削減措置でございますが、これによつても

結局、国費の負担分を減らして、絶対額としては国費を据え置いて、そのことによつて事業量を拡大するという仕組みでございまして、このことによつても、若干ではござりますけれども、都道府県営事業の促進にもなつて、そのことによつて事業量を拡大するといつておられる方の意見でございまして、

よつても、若干ではござりますけれども、都道府県営事業の促進にもなつて、そのことによつて事業量を拡大するといつておられる方の意見でございまして、

今回法律改正と、それから昨年からやつておられます国庫負担と県負担の割合の調整、この二つの措置でござりますが、今後さらに何か有効な方法はないか、私どもは研究課題としてまいりたいと考えておるわけでござります。

○稻村稔夫君 ぜひいろいろと工夫をまたさらに続けていただきたいというふうに思ひます。といいますのは、先ほども山田委員からの指摘がいろ

いろいろあつたわけがありますけれども、事業費の値上がりというものが今までいろいろとありました。そういう中で、局長御答弁では、特に第一次、第二次の石油ショック等による資材その他の急速な値上がりということが指摘されました。これまでの間のものはそれが非常に大きなウエートで、あつたでしようけれども、これから先の問題としては、また違ういろいろな要素が加わってまいりますし、それから設計変更というのにはかなり大きな費用の変更というものが起こるわけであります。家を一軒建てても、設計を途中で変えますと相当違ってくるわけですからね、その辺のことろ、いろいろやつていけば必ず変更しなきゃならないものが出てくる、こんなことにもなりますし、そうすると、さらに負担の問題やら限られた予算の中でということになれば、また事業量の縮小とかなんとかそういうようなことで切り抜けざるを得ないというようなことになつていく可能性もあるわけでありますので、そういう御努力はぜひともお願いを申し上げたいと思います。

次に、こうした土地改良事業というものを進めしていくにはいろいろと問題点があると思うわけであります。その中で一つ非常に大上段な形になりますが、今の農産物とのかかわりでどういうふうにこれを考えたらいのかという問題を伺つていただきたいというふうに思つております。

先ほど、これも山田委員から出ましたが、八〇年代の農政の基本方向とか農産物の需要と生産の長期見通しとの関連がどうなつているかということがありました。特に今、農産物の需要と生産の問題というのは、これは六十五年を目指してのものと数字の上では違ひがいろいろと出てまいります。これから計画をしていくというもののときには当然新しい動向というものの見込みながら計画を立てなきやならぬ。こういうことになると思ふんです。何か今これはフォロー・アップ中だというお話を伺つておりますが、フォロー・アップ中にしてみても要因はいろいろとつかんでおられるんだと思うんです。その辺のところの関連は

○政府委員(吉國隆君) 農産物の需要と生産の長期見通し、また農政の基本方向のフォローアップの問題についてのお尋ねでございますが、お話をございましたように、現在の長期ビジョンは策定されましてから既に五年を経過しておりますというところでございまして、この間に我が国の農業を取り巻く内外の環境条件がいろいろ変化してきているところです。ただいま農政審議会におきまして現行ビジョンのこれまでの成果等の分析検討の作業を行つていただいておるところでございます。これをフォローアップ作業というふうに呼んでおるわけでございまして、現行長期ビジョンの取り扱いにつきましては、この分析検討の結果を踏まえまして判断をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○福村稔夫君 特に農用地の造成事業については、これは必ず需要と計画との関係があるわけなんでありまして、新しい農用地を造成するのに需要との関係を見ないでつくるというわけにはいかぬ、こういうことになると思うんですね。ですから、私はかなり大きな変動がいろいろあるだろうというふうに思うわけがありますけれども、そういう需要の見通しにマッチした事業計画というものが果たしてなるのでしょうか、この辺が大変気になるんですが、いかがですか。

○政府委員(佐竹五六君) 農用地造成の前提として何をつくるかというのが最大の問題であることは、もうこれは御指摘のとおりでございまして、特に私どもこれは多額の国費を投入して造成するわけでござりますから、もちろん農家に作付を強制するわけではございませんが、当然のことながら、全国的な需給動向に即応した作物をそこで作付していくだくことが望ましいわけでございまして、そのような指導をしているわけでございます。今までのところ、農産物の長期需給見通しに基

づきました、拡大が期待される作物、麦類とか大豆、葉菜類、それから特定の果樹、それから特用作物、それから特に飼料作物、こういうものを中心に作付を進めるよう指導しているわけでございまして、国営の農用地開発事業で申し上げますと、五十一年から五十四年では例えば非常に典型的な例としては野菜類の作付が計画では一七%ぐらいであつたわけでございますが、五十五年から五八年にはこれは四一%にふやすということをやつてゐるわけでございまして、果樹等につきましても、既に需要が限界に来ておりますかんきつ類は作付を考えませんで、ビワ、桃、ナシ、クリというような需要の拡大が望めるものを対象にしているわけでございます。このような全国的な動向と、それからそれぞれの個々の地区の市場条件とか、あるいは農家の技術力、既に培った技術力、こういうものを勘案いたしまして、マクロ的な自給度、それからさらに、ミクロの地域のそれぞれの御要望、こういうものの調整を図りながら仕事を進めてまいりたい、かように考へておるわけでございます。

答弁すべきかどうか、ちよと役所の組織内部ではあれでございますが、申し上げましたのは一つの例として申し上げたわけでございますが、現実の計画から見ますと、御案内のように麦類は収益性が非常に低いわけでございまして、現在の農用地造成単価からでは、麦をメインの作物としてついたのでは到底採算がとれないわけでございまして、現実的なその計画の中からいいますと、麦類その他の欄で数%のウエートしかないわけでございまして、国営の農用地開発事業における麦類の作付が全体の需給に非常に大きく影響するというような実態にはなっていないわけでございます。

先生の御質問に対して正面からのお答えじやなくて恐縮でござりますけれども、現実の農用地造成では、別途の要因、つまり麦類そのものの収益性の観点から計画がされていないという実態があることはひとつ御理解いただきたいと思います。

○福村稔夫君 そうすると、今のそれぞれの地域でつくられる作物というのは、これは国際的なそういういろいろなあつれきであるとかなんとかということが余り心配のない作物をつくるよう指導していかれると、こういうことになりますか。

○政府委員(佐竹五六君) 私どもとしては、現在の制度に基づく需給状況、それから価格水準を前提にしてその仕事を進めているわけでござります。私どもの立場、つまり農用地造成を推進し、そこで作付を指導している者の立場から言えば、当然のことですけれども、そういう貿易政策の観点から措置が決まるに際しても、私どものような仕事が進められているという実態を十分勘案していただきたいということを主張する立場になるわけでございます。もっとも自由化問題といふのは非常にいろいろなさまざまの側面から結論が出てくるわけでございますが、私どもは私どもの立場として現実に農用地を造成し、それを指導しているわけでございますから、農民の方を裏切ることにならないように私どもなりに努力してまいりたい、政府部内で努力してまいりたい、かよ

うに考えて いるわけで ござい ます。

○稻村穂夫君 それではここは大臣に伺いたいのですが、今、農産物のいろんな形での日本に對する輸入要求というものが、これは畜産を含めて非常に強くなつてきています。そういう中で、我が國の穀物あるいは畜産物というものについて

て、あるいは場合によつてはこれは今後は海賊も入るかもしれません、そういうものの自給と輸入とのその辺のかかわりというものをどういうふうに今後の農政の中で展開していくこうとしておられるか。前に所信でもいろいろと言わわれたようであ

ありますけれども、もう一度ここは大事なことですから確認したいと思います。

ん方が一番心配されていることだろうというふうに思いますが、私どもの基本的な考え方の方は、例えば畜産を進めていく、このためには畜産物についても、先ほどもちょっとお話ししましたように、なかなか世界的に貿易量といつものはそんなに多いものじやないということありますから、ある程度のものはきちんと確保していくなければいけない。そういうことで草地というものを造成していくということが必要であります。それから、例えば今司長の方からお舌がありま

した大豆ですか、あるいは小麦類、こういったものにつきましても日本めん用の麦、このぐらいは我々としては確保していかなければいけないということ。それから大豆につきましても、みそですかとか、しょうゆですか、要するに私たちが生食として食べるようなもの、こういつたようなものは日本として国内できちんと確保していく必要があるであろう。飼料なんかでも粗飼料の自給率を高めていくということは必要でありますけれども、しかし配合飼料の原料になるようなもの、これは国内で求めるといいましても非常にコストの高いものになってしまいます。そういうことを考えたときに、これはやはり安定して輸入というものを置いていかなければいけないんじゃないかな、そういう

う中でひとつ整理をしていかなければいけないと
いうふうに考えております。
○福村篤夫君 そうすると、大臣のお考えはわから
りましたが、いすれにしましても、国内で生産を
必要とするもの、そういうものをきちっと範囲を
ある程度見定めをして、そういう中で最大限の努
力をする、国内生産での努力をする、国内では無
理だと考えられるものについては安定的輸入とい
うことを考えていくと、こういう原則だというふ
うに理解してよろしいですね。

そうすると国内の場合、コストの問題が当然出てくると思うんです。これは草地にいたしまして面積的に全然違うわけですね。外国のアメリカであるとかオーストラリアみたいな極端なところもあります。そうするともうコストが違つてまいります。当然国内のものはコストがかなり高いと いうことになると思いますけれども、そういう中で国際的ないろいろなあれが出てまいります。これにはどう対応するというふうにお考えになつて いますか。

○國務大臣(羽田孜君)　まことにオーストラリアで すとかアメリカ、これは大分差があり過ぎますん でよいかといつこまつて、こういつこまつて

土地改良事業等を進めて生産性の高いものにする
ということ。それから私どもとしては、今まで
ずっと進めておりまして、またこれからも相
当進めていかなければならぬと思います規模の拡
大のためのいわゆる流動化事業、こういったもの
を進めながらコストというものを下げていかなければ
はならないし、またこの狭い国土というものを
十分活用できるような新しい品種を開発する
か、バイオテクノロジー等の先端技術というもの
をこれから相当進めていかなければいけないであ
ろうというふうに考えます。

○福村継夫君 その基本的な大臣のお考えはわが
國もとからいたしまして、今度は局長にお伺いし
ました。そういう中で、今度は局長にお伺いし
たいんであります。

いろいろな国際的な動きの中で変化していく部分
こうした作物の国内での自給体制というものは

が必ずあります。例えば先ほどかんきつの話が出ましたが、かんきつも大きい例の一つであります。ミカンを農水省が奥地の斜面には植えなさいといつて一生懸命奨励をしていた時代、あのころでももちろん自給計画にいろいろと問題がなかつたとは思いませんけれども、そうするとその途中で、それが今度は今のこうした国際競争のあれの中へ入つてくると、オレンジの圧力だからなんとかというものが出てきて、急速に今まさにかんきつはもう大変な状況に置かれるということになります。ですから、私はこの国際化ということの中では、よほどいろいろな要素を細かく検討していくかないと、せっかく立てた計画というのが途中でもって大きな壁にぶち当たる。せっかくつくつて奨励してきたものが、例えば野菜みたいなものでと、ある野菜をこっちの野菜に変えますといふことは比較的簡単にできるのでしようけれども、例えば果樹みたいなものであれば、これは大変転換も難しいということになりまして、一番最近で劇的だといふうに申し上げればあれでしょ、皆さんとのところで一生懸命計画を立てていたときには、初期にはかなり桑園なども計画の中に入れ計画をやつしていました。ところが、国際化の急速な荒波の中で桑園という計画をつくること自身がもう今や問題だということになつておりますから、そういう国際化の中で農地造成というのには本当に慎重さを必要とするんだと思うんですねけれども、その辺の心配はありませんでしょうか。

が必ずあります。例えば先ほどかんきつの話が出ましたが、かんきつも大きいないい例の一つであります。ミカンを農水省が暖地の斜面には植えなさいといって一生懸命奨励をしていた時代、あそこでももちろん自給計画にいろいろと問題がなかつたとは思いませんけれども、そうするとその途中で、それが今度は今のこうした国際競争のあれの中へ入つてくると、オレンジの圧力だとかなんとかというものが出てきて、急速に今までにかんきつはもう大変な状況に置かれるということになります。ですから、私はこの国際化ということの中で、よほどいろいろな要素を細かく検討していくかないと、せっかく立てた計画というのが途中でもつて大きな壁にぶち当たる。せっかくつくって奨励してきたものが、例えば野菜みたいなもので、ある野菜をこっちの野菜に変えますといふことは比較的簡単にできるのでしょうかけれども、例えば果樹みたいなものであれば、これは大変転換も難しいということになりまして、一番最近で劇的だといふうに申し上げれば、あれでしよう、

シユがあつたわけでございまして、この際私ども非常に難しいのは個々の地域の皆さんの御希望と長期的な需給の見通しがなかなか整合しない場合があるわけでございます。何でおれのところだけだめなのかという形で問題が提起されます。私もそれをお強力に抑え込まなかつたがゆえにいろいろ、多少の不安感はあつたわけでございますが、現在の事態を招いたわけでございまして、そのことについてはずつと行政をやつてきた者として深くそれなりに反省しているつもりでございます。再びそのようなことを繰り返すことのないようには、計画の樹立に当たっては十分慎重に、それからマクロ的な需要の動向と個別地域の利害の調整について、地元の皆様方にも御納得いただくように、十分な説明もしてまいるというようなことをして、御指摘のような御懸念が現実化しないよう努めてまいりたい、かように考えておるわけでござります。

○福村稔夫君 今局長の言われたこと、わからぬわけじやないんですけれども、さらにそういう中で今のいろいろと国際的な動き、そういう情報、それから市場についての判断というようなものも、それは例えは構造改善局だけではそれをやれといつたら、それは局長大変だと思うんですが、これはまた大臣に伺わなければなりませんが、農林水産省全体としてそういう計画を進めていくときには、いろいろな影響というものをこれからは多方面にわたつて検討しなければならない、そういう状況の中に置かれていると思うんです。いやがいでもおれのところだけ鎖国するというわけにいかない。そうすると、そういう総合的な知恵を出し合い、今後間違いのないような体制というものをぜひつくつて今後の対応をしていただきたい、こう思ふんですけれども、いかがでしょう。

○國務大臣(羽田孜君) 実は私はここでもよく御答弁申し上げましたように、今新しい情報時代だなんということを申しまして、農業者の皆さん方は二一ズをつかまえて生産していくだく、そんな

時代がやつてきてるんじゃないかということを申し上げましたけれども、今度國に立場を置きま
すと、まさに今先生から御指摘があつたように、よくそいつたいろいろなもろもろの要件というも
のを見定めながら計画をつくる、そしてその計画
されたことを実際に當農される皆様方に敷衍して
いくということを考え、安定した生産というものが
確保されるよう努めていかなければならぬ
ということでありまして、私ども懸命に努めてい
きたいと思います。

○福村稔夫君　念押しをして申しわけありません。
私、ちょっと疑い深いところがありまして、申しわ
けありませんが、昔からよくお役所にはキヤッキ
ボールというのがございました。わかりますね、
キヤッキボールという意味は、農林水產省は少な
くともないだらうと思いますけれども、中でキヤッ
キボールが起こらないように、そこは本当に総合
的にきちんとしていただきたい、こういうことを
御要望申し上げておきたいと思います。

次に、國営土地改良事業の持つてゐる今の時点
でいろいろと問題になつてゐるものについて、先
ほど山田委員も触れられましたので、その点
ちょっとお伺いしていただきたいというふうに思いま
す。

まず第一は、この間私も、ことしで引き渡しを
するということになつております青蓮寺に伺わせ
ていただきました。現地の皆さんにも、あるいは
農水省の皆さんにもいろいろとお世話になりました。
調査に当つてはお世話になりました。その
青蓮寺で要望をいろいろと私どもは聞いたわけで
ありますけれども、その要望の中では集中的にあら
われているものというのは償還期限の大延長と
いうことでございました。これは私自身が直接見
に行つたわけでもありませんし、直接聞いたわけ
でもないんですけれども、福井県の坂井ですか、
ここでも大変それが深刻になつていて、こうい
うお話を伺いました。償還の始まつていないとこ
ろはまだその辺が表面に出でてこないんだと思ひ
ますけれども、償還がよいよ始まるという

ころになると、こういうそれこそ大幅な要求というのが出でてくる。この辺の原因はどこにあるというふうに受けとめておいでになりますよ。か。

○政府委員(佐竹五六君) 今お話をございました青蓮寺、それから坂井北部の地区は、青蓮寺につきましては六十年度完了、坂井北部は六十一年度完了でございまして、いずれも四十年代の前半に着工した地区でございまして、先ほどもお答えいたことでございまして繰り返しになつて恐縮でございますけれども、一度にわたるオイルショックによる著しい物価騰貴がその期間中に発生したということが一つございます。そのために当初御同意をいただいた際の負担金の数倍に最終的な負担金がなるという問題、それからまた特に最近数ヵ年農産物需給事情を反映いたしまして農産物価格が停滞ぎみである、農業所得が著しく伸び悩み、特に農用地造成等では農業を本当にやつていこうという方々の所得が非常に伸び悩んでいます。そういうような背景からただいま御指摘のあつたような償還期間延長の要望が各地に出てきておるんではないか。特に、償還が近々開始される地域について非常に切実な問題になつてきておるんではないかと、私どももそのように理解しておるわけでござります。

○鶴村稔夫君 私、こんなふうには言いたくはないんでありますけれども、しかし、今局長は、農業をやつていこうとしている者の所得が伸び悩んでいる、これは事実をそういうふうにおっしゃったんだと思うんです。しかし、なぜ農業をやつていこうとしている者の所得が伸び悩んでいるのか、こういう問題がそれにはどうしたつてついて回るわけですね。

これは例えれば米に代表される我が国の農産物、畜産物もそうでありますけれども、一つはコストの問題と価格の問題がなかなか折り合いがつかない。国際化の波ということもこれあり、行政価格の方はずっと抑えられ続けられてきますよね、米価にしても。畜産物の価格は、私の方は大分文

句ありますけれども、ここは今けんかする場所で
もないからあれですが、しかし抑えられていい
る、あるいは場合によつては若干下げられるとい
うことになつてますよね。そういう中で所得が伸
び悩むなんていうのは当たり前のことなんだと思
うんですよ。つまり行政の責任というのもその
辺にかなりかかわっているのではないかと思うん
です。そうすると、所得が伸び悩んでいることに
ついて要望があつたなどということは、これがも
うしうだとすれば、私は、じやその責任を農林水
産省としてはどうおどりになりますかと、こう伺
わざるを得なくなるんですけれども、その辺はい
かがですか。

たに入るんではないですから、今までやつてある農業の方の所得の伸び悩みが直接響いている面もかなりあると言えるわけですね。

だから、そういう中で、私は後でまたいろいろと御提案も申し上げますけれども、いずれにしても、こうした大幅な償還期限の延長を望むような状況というのは不自然な形であります、事業を始めるときはそうは思わなかつたんですからね。ということでもありますし、今後事業費の増高ということがあってはならない、計画を大幅に上回るようなことがあってはならないと思うんですが、そういう心配は今後はないでしょうかね。

○政府委員(佐竹五六君) 将来の問題ではございますけれども、昨今卸売物価等も著しい安定を見ているわけでございます。ただ、先ほど来先生から再三、国際化ということの御指摘がございました。日本の経済全体が世界経済のメカニズムの中に深く組み込まれているということともございまして、将来物価騰貴が絶対ないかということになれば、政府全体として恐らく安定的に推移するであろうという見通しは立てておるわけでございますが、私として現在申し上げられるのはそういうことでございまして、それ以外にもしろ私どもとしてできることといたしましては、工事の施工方法なり計画なりでできるだけその造成コストの上がらないような方法をとるということについて、これは技術者としては、よりよいものをつくりたいという、これは本能的と申しますか、要請はあるわけございますけれども、場合によつてはそれに逆らつてもとにかく、一定のその事業の目的から見てそこまでやる必要はないものであれば、とにかく施工コストの安いものを選ぶという、そういう発想をとつていただくよう、私ども構造改善局建設部設計課あたりでそのような現場の技術者に対する指導を行つていきたいと、かように考へているわけでございます。

とがよくわからなかつたとか、それからいろいろな事例の話がございましたけれども、私は、いろいろな土地改良区のそこに参加している農民の皆さんと実際に話をしていく中で私自身が感じていいものを申し上げますと、事業が出发してしまつて一定のところまで進んでいきますと、もう返ることができないんです。ですから、多少いろいろ

事に当たつてまいりたいと、かよつて考えてゐる
わけでござります。

ら、それでもなおかつ心配になるというのは、一
つは、そういう特殊な産物に集中しますけれども、
本当にマーケットとしてその辺が心配ないんだろ
うか、こういう問題がございます。それから後こ
れからどうするかまだよくはつきりしていらないよ
うな土地もまだ残っているようありますけれども、
も、普及員の皆さんは一生懸命技術上のあれを助

○福村聰夫君 セツカク意欲を持つて取り組もう
上げました。ようなぞそれの地区的特殊性を十分
配慮いたしまして指導に当たつてまいりたい、か
のように考へておるところでござります。

危惧があつたり不満があつたりしましても、改良区の偉い人が来て、これはどうしてもこうしなきや動きがとれないんで今後困るんだから、ちつと高くなるけれどもやろうじゃないかと、こう提起をされると、漠々みたいな形でみんな同意していく。そうしてだんだんと重なっていくうち、こんなになるとは知らなかつたというようなことに

次に、この農用地造成事業でありますけれども、これを進めていくときには必ずそれなりに新しい農地ができるんですから、いろいろな作付計画等が行われるわけであります。この作付計画といふのは、その地域地域に見合ったかなり綿密な市場調査等もやられて対応しておられるんでしようか、その辺のところ、実態をちょっとお聞かせく

けるような努力をしておられます、これは私も頭が下がる思いをしながら見てまいりました。しかし、どうしてもひつかるのが、本当にマーケットが大丈夫なんだろかななどということなんですが、その辺のあれの調査というのは非常に難しいものがありますけれども、しようと動いて、生き物ですからね、しかしそれを常にとらえながら綿密に調査しながら解析してやつていただきないと、さあ、でき上がつて、全体やり始めてから今度どうにもならないということになつたら大変だと思うんです。その辺はどの程度の対応をしておられ

なりますので、その辺はせひ細心の配慮をいたしたい、こんなふうにも思うんです。これはいろいろと伺つていけば切りがなくいろいろとあるのであります。例えば、今もマーケティングのお話がありましたけれども、それじや本当にそういう流通関係の専門家が参考しているんだろうか、そうすると農協があると、こうおっしゃる。ところが、果たして農協がうまく対応しているかどうかというような問題までずっといろいろと出てまいりまして、その辺までいろいろと不安があるんです。

などが起らないように、技術的な障害はいろいろあると思いますけれども、最大限、最大の関心を持って対応してもらいたい。このように思うわけですが、いかがでしょうか。

からが関係機関と十分協議して進めることはもちろんでございますが、さらにこれがかなり長期的に十数年、それ自体長過ぎるという御批判もあるわけですが、いずれこなたしましても

○政府委員(佐竹五六君) 指定の農地造成では、作物の内容が、野菜あるいは果樹でも特定の果樹、それから工芸作物となりきめ細かいマーケティングを必要とする作物がふえていくわけでございます。私ども見ておりますと、そういう商品作物の経験のある農家が主体のところでは、作

私の土地でも巨峰をつくておりますので、で
きててはいる巨峰の今の木を見て、大体どの水準
かというのはほぼ見当もつけさせていただいてい
るだけに、何かちょっと気になるという面がない
わけではございません。しかし、これも技術的な
ことが随分含まれますので、議論していくは切り
がございません。これから進めていく中ではぜひ

十年農林省に勤務しておりまして、実際にその場に立ち会つたことはございませんけれども、そういう雰囲気、今お話をございましたようなことを

協議会という組織を組織いたしまして、ここに隣
協それから改良普及員あるいは試験場の技術者等
に入つていただきまして、計画内容の妥当性を検

物が変わつても大体うまくいっているという印象を強く持つてゐるわけでござります。特に、従来米だけしかつくつていなかつたようなところに新しい商品作物を導入する場合には、非常にそういうマーケティング力が弱いということをございまます。もちろん最終的には、何をつくるかといふことは個々の農家の御判断になるわけでござりますけれども、しかし從来そういう商品作物の経験の

そういう配慮というものをしていたいと思います。

幸い、私どもの技術者はすべて例外なく現場を経験してまいっておるわけでございまして、そのときの経験を踏まえて、今お話をございましたようなことが安易に進まないよう、私ども自身、事業の施行の責任を持つ国営事業所の職員が、そういうふうに進みがちであることを十分認識して

いりまして、あそこでアドウ、それも巨峰を中心にして一生懸命何とかしようと努力をしておられるようです。しかし、私がそれで心配をいたしますのは、あそこは、立地条件としては、山の中ですけれども、大阪にも名古屋にも車で一時間半か二時間くらいといういい条件の中になりなが

ない農家がこの農用地造成に参画される場合には、やや農家の個別的な判断に属する部分まで農協等にかわりに判断してもらうというようなことを必要であろうというふうに思うわけでございまして、これは制度の問題ではございませんが、現在の營農推進協議会の運用に当たっては、今申し

のみたいな感じの土地でありました。例えば私の
あります新潟県でも、苗場などに行きま
ても、土地、土壤というものは全く作物をつくる土
壤ではないんですね。作物をつくる土壤ではない
ものを切り開いていくというのが農用地造成の本
方のものになるでしょう。そうすると、土壤改良

そういうものにはかなりの力を入れてしかるべきだと思うんですが、この辺はどの程度の対応をしておられますか。

○政府委員(佐竹五六君) 一般的に申し上げまして、農用地造成における土壤改良につきましては、酸土の矯正及び磷酸吸収系数の改善等によって化學的改良を図ること第一にございます。それと同時に、有機質資材の投入等により作物の生育に適する土壤とするための改良を、これは事業の中で事業費の一部に込めてやっているわけでござります。それからまた、特に母岩の性質が非常に不良な地区については、施行の過程で、當農技術確立調査というふうに私ども呼んでおりますけれども、土壤の成熟を促進するための対策として、かん水とか反転、碎土と作物の収量との関係等も現実に調査いたしまして、熟化を促進するというような対策を特にそのような地区についてはとつてているわけでござります。さらに、工事を完了後につきましては、これは一般農政の分野になるわけでございますが、地力増進法等に基づきまして重点的な指導をやつていただくこのような取り組みで対応してまいりたいと考えておるわけでござります。

○稻村稔夫君 完成後の、事後の話も出ましたから、ついでにそのことも含めての質問ということにさせていただきたいと思いますが、ああいう状態のところの土壤の改良というのは一朝一夕にしてできるものではないと私は思いますね。そうすると、その改良のためにはかなりの長年月が必要です。そのための経費というものは常に回ります。そうすると、事業完了後のアフターケアの一つとしてそれはどうしても必要なことになります。今一般農政の方に移してと、いうこともありますたが、それであればそれなりにそういう事業が継続できるように、そしてまた、そのためいろいろな便宜を図つてやるというようなことが必要なんだと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 私ども専ら造成する立

場でございますが、造成した跡地がどのように運営されているかということをきめ細かく追求し調査しておくことも、よりよい計画を立てるために非常に大切なことではないかと思うわけでござります。従来もそれなりにやつてきたつもりではございますが、今後、既に造成された地区的営農がどういう状態であるかということについて、単に一般農政の分野に任せるとではなく、その造成する我々の立場としてよりよい造成をするための資料なりノーハウを得るという見地から調査検討することを努めてまいりたい、これは今までやつてまいつたとは思いますが、さらに一層そのような努力をしてまいりたいと考えるわけでござります。

○稻村稔夫君 お気持ちはわかりますね。ただ、お言葉では随分きれいになつてているけれども、こう言つては大変失礼ですが、だけど実際は現在の事業の途中であつても土壤改良についての対策は必ずしも十分でない、これは私は事実だと思いますよ。例えば青蓮寺に行きましたが、結局、農家が付近からのあれから足りない分は金を出して買つてきて入れてあるといふのがあります。最初は、ただぐれられたそです、皆さん、畜産公害になるものを持っていてくれるんだからと。だけど、今度はただぐれなくなつたそです。さて、

ていないものを、アフターケアでもつとめられをよくできるんだろうかという疑問すら出ます。ということで、まず現在がそういう状況にあることは御認識ですか、どうですか。

○政府委員(佐竹五六君) 農用地造成において、土壤改良、地力の増進が重要であるということは十分認識しているつもりでございます。それなりの対策として制度的な仕組みとしてはつくっています。従来もそれなりにやつてきたつもりではござります。車が通つていい。それで壊れる。修理をしなきやならない。修理費がかかると、こういうことがあります。たまたまここは市道に認定を地元の市でしていただけて対応を何かいろいろとどうまくやつてあるという部分があるようあります。それでも、こうしたかん排事業等についてもそうした維持管理費に思わぬものがいろいろとかかるわけあります。電気料その他もあります。先ほど局长からは造成する立場だからというお話をありました。たまたまここは市道に認定を地元の市でしていただけて対応を何かいろいろとどうまくやつてあるという部分があるようあります。先ほど局长からは造成する立場だからというお話をありました。たまたまここは市道に認定を地元の市でしていただけて対応を何かいろいろとどうまくやつてあるという部分があるようあります。だから、農業の途上であつても土壤改良についての対策は必ずしも十分でない、これは私は事実だと思いますよ。例えば青蓮寺に行きましたが、結局、農家が付近からのあれから足りない分は金を出して買つてきて入れてあるといふのがあります。最初は、ただぐれられたそです、皆さん、畜産公害になるものを持っていてくれるんだからと。だけど、今度はただぐれなくなつたそです。さて、

○稻村稔夫君 時間がなくなつてきましたので、私はさきにお約束しましたように、これから幾つかの御提案を申し上げたいと思うんです。ぜひそういう方向へ進んでいただきたいという希望を持ちながら申し上げるわけであります。

○政府委員(佐竹五六君) 一つは、ずっと今まであれしてきました問題の一つで償還期限の問題がござります。この償還期限の延長について、これは実態に合つよういろいろ御検討をいただきたい、ぜひそういう御検討をしていただきたいと思ひますけれども、その辺はいかがですか。

○政府委員(佐竹五六君) そのような検討を進めてしまいりたいというふうに考えております。これは長くなりますので省略いたしますが、單純に延ばすということだけではなかなか実現しませんので、どういうふうに知恵を出して実質的に償還期間の延長を図るか、今後さらには検討していただきたいと、かように考えております。

○稻村稔夫君 ゼビ御検討をお願いいたします。

いるという実態があちこちにあります。このことは農地造成事業の場合にもこれが当てはまつてくれることがあるわけあります。例えば今の青蓮寺のあれでいきますと、道路をつくり、農道をつくった。その農道の下を排水を通しているわけですね。車が通つていい。それで壊れる。修理をしなきやならない。修理費がかかると、こういうことがあります。たまたまここは市道に認定を地元の市でしていただけて対応を何かいろいろとどうまくやつてあるという部分があるようあります。先ほど局长からは造成する立場だからというお話をありました。たまたまここは市道に認定を地元の市でしていただけて対応を何かいろいろとどうまくやつてあるという部分があるようあります。だから、農業の途上であつても土壤改良についての対策は必ずしも十分でない、これは私は事実だと思いますよ。例えば青蓮寺に行きましたが、結局、農家が付近からのあれから足りない分は金を出して買つてきて入れてあるといふのがあります。最初は、ただぐれられたそです、皆さん、畜産公害になるものを持っていてくれるんだからと。だけど、今度はただぐれなくなつたそです。さて、

それから次に、私は農地造成をやりました場合、それは特に必要だと思うんですけれども、事業完了後は農地造成事業に特にアクセントを置きましたが、かん排事業にしても同じであります。かん排事業なんかの場合はいろいろ引き渡しを受けてしまふとよく見てもらわなきやならないと思うんです。

それで、アフターケアの方も、今のお話でいけば安心に見えるけれども、現段階でもうまくいつ

○政府委員(佐竹五六君) 昨今の国営事業は、かん排それから農用地造成を問わず、地域開発的な色彩の強い事業がふえてまいつてゐるわけでござります。一方、これは各種公共施設に共通でございますけれども、建設については助成はするけれども、維持管理については面倒は見ないという、一種の財政のルールがあるわけでござります。この辺は地方行政に詳しい先生もよく御承知だろうと思いますけれども、建設については助成はするけれども、維持管理については面倒は見ないという、

当てはめますと、最近の土地改良事業に甚だ実態にそぐわない面が出てまいりますので、そこをさまざまに知恵を出していくことにしたいと

思うわけでございます。

國としてやれることといたしましては、特に新潟の実例、もう先生よく御承知でございますが、地域排水的な性格の強いものには直轄管理あるいは県管理補助というような仕組み、それからまた実質的な管理費になるわけでございますけれども、保守事業に対する助成方式を考えるというようなことがございます。

それからまた農用地造成の場合等で幹線道路なんかについては、それぞれ自治体の地域全体の農業の振興、それにまた生活上の便益もプラスするものでございますから御負担をお願いしていく。ただ、自治体の場合につきましては、私どももそのような観点から実は四十七年の法律改正なんかやつたわけでござりますけれども、地方財政上の裏打ちが全然できておりませんものでございますから、制度はできただけれども、どうもうまく動かなかつた、ない袖は振れないというようなことで自治体が大変お苦しみになつたという実態があることも私ども承知しておりますので、今後これは自治省といろいろ話し合いをする必要があるわけでございますが、土地改良事業の現実的な機能を御認識いただいて、地方財政上の裏打ちをそれなりにつけてまいりたい、かように考えております。

○福村稔夫君 ゼひそういう細かい配慮を今後も一層強化していただきたいというふうに思いました。

そこで、細かいことになつて大臣にはちょっと恐縮なんありますけれども、これは構造改善局だけということにはいかないと思いまして、全体の中でも政策的に考えていただかなきやならない問題としてアフターケアの問題、特に農地の造成の場合のアフターケアがあるわけです。今もずっと議論してまいりましたけれども、マーケティングの問題もあります。それから技術水準の問題もあります。今まで米しかつくなかったところへ

野菜をつくるとか、果物をつくるとかということをやれば、技術が一定のところに到達するには結構時間がかかります。それからまた土地が一丁前になるまでの間というのは年月がかかります。引き渡しをされてからすぐ一丁前ですよ、こう言われてしまつたんでは、本当はなかなか大変だと

思うんです、現実の問題として。青蓮寺へ行きましたら、三月になると国がお引き場になりますと恨めしそうなことを言つておられました。事業をやつしている間は、それでも事業をやつているからという、そして国がついてくれるからといふ、何というか、期待感みたいなものがあつたんだと思う、安心感があつたんだと思う。大変不安だと思うんですね。現実に今先ほどのアドウにして、本当に売れるだろうかという心配があつたり、いろいろします。そうすると、引き渡しをしてから一定の間というのも、ある程度いろいろ形で相談に乗り、対応をして、いろいろな国の資金が出るものはいろいろと活用しながら対応してやるということが必要なんではないか。これはつくる場合はばかりでなく、全体として農政の推進として考えなきやならない。私はもつともと極端な議論を持つておりますよ。作物なんてどうせ売れないものを最初つくんだから、売れない物をつくつたら、その間は何とかして価格を保証してやつたらいいじゃないか。そう言うとすぐ財政の問題が出てくるでしょう。そのくらいにしてやらなければ、本来はせつかく拡大の意思を持つて入つても、今までやつた田んぼをやりながらほかのところで稼いでいたものをその稼ぐ時間やめてここでやるということになるわけですからね。それだけにそのくらいのことをやつてやらなければいけないんじやないかと思つております。お答えになつたかどうかあれでございますけれども。

○福村稔夫君 見解が違うところがありますが、いかがでしようか。

○國務大臣(羽田孜君) 先ほど来、局長の方から申し上げました中にもありましたように、最近混

野菜をつくるとか、果物をつくるとかということをやれば、技術が一定のところに到達するには結構時間がかかります。それからまた土地が一丁前になるまでの間というのは年月がかかります。引き渡しをされてからすぐ一丁前ですよ、こう言われてしまつたんでは、本当はなかなか大変だと

思うんです、現実の問題として。青蓮寺へ行きましたら、三月になると国がお引き場になりますと恨めしそうなことを言つておられました。事業をやつしている間は、それでも事業をやつているからという、そして国がついてくれるからといふ、何というか、期待感みたいなものがあつたんだと思う、安心感があつたんだと思う。大変不安だと思うんですね。現実に今先ほどのアドウにして、本当に売れるだろうかという心配があつたり、いろいろします。そうすると、引き渡しをしてから一定の間というのも、ある程度いろいろ形で相談に乗り、対応をして、いろいろな国の資金が出るものはいろいろと活用しながら対応してやるということが必要なんではないか。これはつくる場合はばかりでなく、全体として農政の推進として考えなきやならない。私はもつともと極端な議論を持つておりますよ。作物なんてどうせ売れないものを最初つくんだから、売れない物をつくつたら、その間は何とかして価格を保証してやつたらいいじゃないか。そう言うとすぐ財政の問題が出てくるでしょう。そのくらいにしてやらなければ、本来はせつかく拡大の意思を持つて入つても、今までやつた田んぼをやりながらほかのところで稼いでいたものをその稼ぐ時間やめてここでやるということになるわけですからね。それだけにそのくらいのことをやつてやらなければいけないんじやないかと思つております。お答えになつたかどうかあれでございますけれども。

○福村稔夫君 見解が違うところがありますが、いかがでしようか。

○國務大臣(羽田孜君) 先ほど来、局長の方から申し上げました中にもありましたように、最近混

住社会とか、あるいはその地域のいろんな発展のためにも役に立つ例えれば排水とか、あるいは農道ですとか、そういうものがございます。そういう意味で、例えば自治体がある程度負担している

午後零時四十五分休憩

たゞ、これは今日までも実はやつてきたところであります。ただ基本的には、お言葉を返すわけじやありませんけれども、基本的に農地造成に賛同し、そしてそれによつて新たな営農を築いていこうというのは、まさに農業に対する一つの投資であるということでありまして、その償還としては返還の方策について初めの収入が少ないうちはこれまで問題が出てきた。そういう中で負担が非常に重くなつてきたというような問題もございまして、ただ、その償還としては、だつて、本当に売れるだろうかという心配があつたり、いろいろします。そうすると、引き渡しをしてから一定の間というのも、ある程度いろいろ形で相談に乗り、対応をして、いろいろな国の資金が出るものはいろいろと活用しながら対応してやるということが必要なんではないか。これはつくる場合はばかりでなく、全体として農政の推進として考えなきやならない。私はもつともと極端な議論を持つておりますよ。作物なんてどうせ売れないものを最初つくんだから、売れない物をつくつたら、その間は何とかして価格を保証してやつたらいいじゃないか。そう言うとすぐ財政の問題が出てくるでしょう。そのくらいにしてやらなければ、本来はせつかく拡大の意思を持つて入つても、今までやつた田んぼをやりながらほかのところで稼いでいたものをその稼ぐ時間やめてここでやるということになるわけですからね。それだけにそのくらいのことをやつてやらなければいけないんじやないかと思つております。お答えになつたかどうかあれでございますけれども。

○福村稔夫君 見解が違うところがありますが、いかがでしようか。

○國務大臣(羽田孜君) 先ほど来、局長の方から申し上げました中にもありましたように、最近混

ます。

午後零時四十五分休憩

○委員長(成相善十君) 休憩前に引き続き、土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○委員長(成相善十君) 本日、田淵哲也君が委員を辞任され、その補欠として藤井恒男君が選任されました。

委員の異動について御報告いたします。

○委員長(成相善十君) 本日、田淵哲也君が委員を辞任され、その補欠として藤井恒男君が選任されました。

の認識をお伺いするわけです。今申し上げたように、つまり財政的な背景からだけであるというふうに考えてよろしいものかどうか、大臣いかがですか。

○國務大臣(羽田孜君) 御案内のとおり、私どもとしても、この土地改良というものが基本的に最も農業を推進する意味で大変大切であるということを考えておるわけでござりますけれども、先ほど来御指摘がありましたとおり、殘念ながら財政事情がこのところ厳しくなってきてしまつた。全体の公共事業を抑えるという中で、この土地改良の第三次計画もおくれておるというのには、これは否めない事実であります。

この理由についてただ予算だけかということではありませんけれども、予算と同時にもう一点は、途中でどうしても計画というものを変更しなければいけない、あるいは高度なもののが要求されるようになつてくる、そういう中で予算というものは大きく肥大してきたということ。それともう一つは、日本の国のインフレといふのは非常に低く、物価なんかの高騰はよその国に比べれば低いんですねけれども、しかし資材等は少しずつでも値上がりしております、こういうことも大きく影響してきておるだろうというふうに考えております。

○刈田貞子君 そうした背景を踏まえて、少しでもよき条件をつくるということで今回法改正が行われるわけですね。先ほども同僚委員の方から御質問がございまして、それに答えられて局長の御答弁の中に、今回の財政投融資資金を活用するごとに、どのような程度の事業量が拡大できるのか、あるいはまた遅延している工事の期間をどの程度短縮することができるのかというふうな質問がございまして、それに対して、国費でいうと二百億節約できて、事業費ベースでいえば四百三十億というふうにお答えになられました。それから工期の短縮については、一般事業で二十二年のものが二十年程度に短縮できるであろう、それから特別事業については十四年程度のものは十三年というふうなことでおっしゃっておられたわけでござい

ますけれども、これを取り入れることによつて事業量がつまり今回の法改正をすることによつて事業量が拡大する、工期が短縮する、それによつて得られる農民のメリットといふものは何でしようか。
○政府委員(佐竹五六君) 先ほど御答弁申し上げたのはそのとおりでござりますが、一所、ちょっと私の錯覚がございまして、有効活用できる国費は二百億と申し上げましたが、これは三百億の誤りでございます。おわびして訂正させてい

ただきます。
これに伴う受益者、受益農民の側から見たメ
リットでございますけれども、端的に申し上げま
して、工期が短縮されるわけでございます。そつ
いたしますと、その分の借入金の金利負担、いわ
ゆる建設利息でございますが、これが少なくて済
む。そのことは年々の農民負担の償還負担額も
減つてくるわけでございます。その点が受益農民
から見たメリットと、かように申せようかと思う
わけでございます。

○刈田貞子君 そうすると、その逆から物を言
ますと、これまでにそうした面で農民負担が非常
に多くあつたというふうに御認識でございます
か。

○政府委員(佐竹五六君) 公共事業費抑制の始まる五十五年以前と比較いたしまして、各種事業の工期が著しく延びていいるわけでございまして、特に別会計事業につきましては、そのことが建設利息負担増という形で直接的な農民負担の増につながつていいることは、これは事実でございます。○刈田貞子君 それから、今この制度導入によるメリットの面を伺いましたんでございますけれども、憂慮されるデメリットの関係について、提案者側として何かお考えになることはござります

益農民の負担の仕方は全然いじつております。提案理由等でも御説明いたしましたように、県が国に対する償還の仕方を変えただけでございまして、從来は、国営土地改良事業の都道府県負担分

につきましては、延納承認によりまして、その事業をやつた年度の翌年度から利率六・五%、支払期間十三年、うち三年据え置きで、元利均等年賦支払いにより償還されていたわけですが、いま

により充当し、翌年度からその都道府県の償還をしていただくわけでございますが、都道府県の国への支払い条件につきましては、従来の一般会計国営事業における延納制度と同様であります。

翌年度から十三年・うち三年据え置きで元利均等支払いとなつてゐるわけでござります。金利につきましては、従来六・五%であったわけでございますが、今後は財投利率にリンクされるわけでござ、まして、才覚金利がそのときどきで変動する

さい、まして、県税金利がそのときときて変動する
ことによつて、変動するわけでござります。現在時
点で見ますと、財投金利は六・三%。さらに三月三
十一日以降は六・〇五%に引き下げられる見込み
でござりますが、これによつて、現在のところでは、都道府県負担はむしろ減少するわけでござい
ます。今後財投金利が一般の金利水準の影響を受
けて上がることもあるわけでござりますので、常
に有利になるというわけではございませんが、少
なくとも今回の措置によつて都道府県負担分が著

ございまして、そのような意味では特段にデメリットと称するものはないというふうに考えていただいてもよろしいのではないかと、かように考えているわけでございます。

○刈田寅子君 今回の措置の中ではデメリットの要因はないというふうにおっしゃられるわけでありますけれども、相乗して基盤整備事業の総枠がますマインアスになつていることが一つ。それから事業別の高率補助金率の例のカットの分ですね、これがありますね。そういたしますと、事実上これは今回の法改正とはかかわりないかもしえないけれど

も、かなりのものをしょい込むことになる実情はあるというふうに私は思うんですね。さらに、財投による手立てでということになりませば、現状では非常に好条件に恵まれておるわけ

ですから、それも非常に不安定要因だというふうに考えられるわけですね。例えば高率補助率のカツカツでそれども、過去の利率の動きなんかを見ませ
ば、これはかなりの高利率のときもあつたわけ
で、これを見ると、今後もまた高率補助率の
可能性があると言えるのです。

トで、これは私の拾ってきた数字で間違いかあたら教えていただきたいんですけど、国営かんがい排水事業、直轄事業の分ですが、これが五十九年が十分の八・五、六十年が十分の七・五、そして六十一一年は全く三分の二以下、こういうことでよろ

整備の分が十分の六・五が六十一年度では十分の五・五までになっていますね。それから団体分の方の農道整備の事業でいくと、十分の五・五十年が五・五ごつたの、十分の五と、うふうに二

○政府委員(佐竹五六君) 時間を節約するためには、ただいま先生の読み上げられた数字は間違いないと思いますが、なおもう一遍速記でチェックさせていただきたいと思いますけれども、私がさつと見た範囲では間違いないというふうに思っておりません。これはいざれの事業も、全部農水省関係だけではございませんと言つてしまえばそれっきりですけれども、実情がそういうことであるということについての御認識はいかがでしょうか。

それからこの削減分でござりますけれども、これにつきましては、制度的には地方団体に対し起債が認められているわけでございます。その元利償還金について基準財政需要額への算入と元利償還金の二分の一に相当する額を一般会計から交付税特会へ繰り入れを行うという措置が大蔵省、財務省間で了解されております。さらにまた事業量の増大に伴う負担増部分については建設地方債の増発を認めるとともに、その元利償還金のおおむね八割に相当する額を基準財政需要額へ算入するということが措置されているわけでございま

て、制度的には地方財政の運営に支障を生ずる」とのないようになされているというふうに私どもは伺つておるわけでござりますが、現実問題としてこのような措置が土地改良事業の実際の運営にどう

ういう影響があるのかないのか、私どもはないといふように措置されているといふように承知しているわけでござりますけれども、今後各都道府県等の事業運営の実態についても細心の注意を持つて見守つてまいりたいと、かよに考えておるわけでございます。

○刈田貞子君 それからわざる事業単価の問題です。

物価上昇等に伴う事業単価についての考え方をちょっとお伺いいたしますけれども、私が拾つた例で県営圃場整備の例で見ますと、四十五年の事業が単価十五万六千円で、これが農家負担額でいえば四万三千円です。これを六・五%の率で二十五年償還分の公庫資金を据え置きなしで借りて対応したとすると、一軒農家年間負担分三千五百円、これが四十五年の実情だというふうに私は思つてます。四十五年の農家負担分三千五百円ですね。先ほどの公庫措置によつて充てても、純粹の農家負担というは二万一千円にあるといふことから、十五年の間に結局、六・何倍かの負担を農家自身がしようことになるわけです。こうした社会的慣習によつて上がつていく単価、こういうふうな問題についてはどのように認識をお持ちですか。

○政府委員(佐竹五六君) ただいまの数字につきましては、私どもちょっと手元に先生の御指摘の数字を持ち合わせておりませんので何とも申せませんが、確かに第一次、第二次オイルショックに伴う物価騰貴を挟みまして、事業費及びそれに伴う農家負担が数倍に増高しているということは事実としてあるわけでございます。この物価の変動に伴う事業費増をどういうふうに認識するかと云ふことでござりますけれども、私どもはそれをよく検討いたしまして計画変更の手続をとつてゐるわけでございまして、一般的な物価の変動について特に何か制度的な措置を講ずるということはいたしておらないわけでございます。

○刈田貞子君 次に、基盤整備事業の全国的規模で見た整備率と地域別の整備率を私はちょっと数字で見せてもらいました。そういたしますと、これは当然のことだろうと思ひますけれども、北海道が六三・一で最高ですね。そして中国、四国地方が一三・四で整備率からいければ一番低いという状況にあるようでございますけれども、細かく見てまいりますと、平場で比較的やりやすくて、そして投資効果が上がってというところに集中してこの土地改良事業というのは進んでいるやに私は思うんでございます。

で、第二次土地改良長期計画の基本方針の中に高能率農業の展開及び高福祉農村の建設のための圃場条件の総合的整備ということをまず指針にうたつているようでございますけれども、先ほど申し上げましたような実態が果たしてこういう指針に合つてはいるかどうか。(つまり今進んでいないところの地域、山間、傾斜地というようなところ、そういうふうなところこそ、実は今後の日本の農業にとっては基盤整備というものの手を入れていかなければならぬ。そういう基本的考え方だと私は思つんですね。しかし現実にはそうならないということ、この点を一つ伺うのと、さつきのばらつきの問題をどう認識するか、この二点について。

○政府委員(佐竹五六君) 水田の整備率につきましては、私どもちょっと手元に先生の御指摘の数字を持ち合わせておりますので何とも申せませんが、確かに第一次、第二次オイルショックに伴う物価騰貴を挟みまして、事業費及びそれに伴う農家負担が数倍に増高しているということは事実としてあるわけでございます。この物価の変動に伴う事業費増をどういうふうに認識するかと云ふことでござりますけれども、私どもはそれをよく検討いたしまして計画変更の手続をとつてゐるわけでございまして、一般的な物価の変動について特に何か制度的な措置を講ずるということはいたしておらないわけでございます。

今後私どもが整備すべき地域としては中山間地帯になるわけでございます。中山間地帯におきましても条件の厳しさはあるわけでございますが、しかし現在の社会的、経済的条件のもとで生産性の高い農業を展開しようとすれば基盤整備は必要なわけでございまして、私どもはそのような地域につきましては、例えば圃場区画についても画的に三十アールという区画を求めるものではなく、地域の条件によつては二十アールでもそれは認める。それからまたそのような地域では大きい圃場で受益面積がまとまらないといふようなことがあればならない。そういう基本的考え方だけではございませんので、採択条件を緩和するというようなこと。さらにはまた直接的な受益者負担につきましても、特別立法、山村振興法とかあるいは過疎法で指定された地域等につきましてはかさ上げ等も考える、国庫助成率の。そのようなさまざまなものもございますので、採択条件を緩和するというふうなことは御指摘のとおりでございます。

従来、畑作地帯といふのはほとんど圃場は裸の状態でございました。水田の場合にはかんがい設備というものが、それはそこで水稻耕作が営まれて以来嘗々とした投資が積み重ねられてきたわけですが、それに対する投資がふえてきていることは御指摘のとおりでございます。

○政府委員(佐竹五六君) 従来、農業基盤整備事業が食糧増産という旗印のもとに米を中心に、換言すれば水田を中心に進められてきていたわけですが、水田を軽視するわけではございませんけれども、昨今相対的に水田の整備が進んだということもあって畠地帯に対する投資がふえてきていることは御指摘のとおりでございます。

今まで対策をとりながら今後整備を進めていくべき中山間地帯の農業基盤整備を推進してまいろう、かように考えているわけでございます。

○刈田貞子君 それから最近の基盤整備の推移を見ますと、水田から畠地へと移行していますね。重点が移つてきておりますね。私はこういうものに対するそういう事情を大きな一つの変化であるうといふふうに見ております。これは、まずたつた一つの事業から出でてくるものではなくて、農政全般から運動して出てくる現象であるということは私もよくわかつておるわけです。つまり水田と畠地への投資が進むということによって考えていればならない条件とか要件というのではなくて、ちゃんと出でてくるのではないか。つまり、先ほど稲村

委員の方からも出ておりましたように、畠作物、作付した作目ですね、それが果たしてそのマーケティング、市場とつながるかというお話をさつきまして、このことは、先生の御指摘のあったとおりでございまして、このことは、自然条件に従順など申しますか、自然条件の制約を前提とした営農が営まれてきたわけでございまして、したがつて、また当然のことながら生産力も低く、反収も、反当の収益性も低かったわけでございます。今後は、そのような地帯について水を導入して自然条件を積極的に克服した自由な営農が営まれるわけでございまして、このことは、自然のことでございますけれども、地力の収奪を激しくするわけでございまして、当然のことながら堆肥等の投入もふやさなければならぬというふうに、営農技術全般が変わつていかなければならぬだらうと思います。

それからまた今御指摘のございましたマーケティングの問題が次にあるわけでございまして、いざれにいたしましても、畠地の土地改良という

のは、そのように単に畠かん施設をつくるだけではなく、その施設が効率的に機能するようにその技術水準を高めるとか、あるいは市場に対する積極的な取り組みをするというようなことが伴わなければならぬわけでございます。私どもも都道府県の営農担当グループと土地改良担当部局が協力いたしまして、今御指摘いたしましたような問題点について、単に受益農民の努力はもちろんでござりますけれども、行政側の方としても積極的にそれを助長する意味で指導してまいり、かようなことを特に畠地帯の土地改良を進めるに際しては配慮していくよな考え方でございます。そのような指導をしてまいりたい、かよう考えておるわけでございます。

○刈田貞子君 それから水田にいたしましても、田畠輪換農法というふうなことが言われてきておりまして、いわゆる汎用田というようなこともこれから先を見越すとともに必要な一つの考え方になつていいのではないかと、いうふうに思つております。この種の基盤整備については、これまでの单価等もいろいろあるようでありまして、進んでいよいよなことを聞いてはおりますけれども、この点についての指導はいかがですか。

○政府委員(佐竹五六君) 私ども水田の場合につしましては、圃場区画が三十アールになつてることと同時に、冬期の地下水の水位を七十センチ以下に下げる、ということは当然裏作ができるということをございまして、そのように整備することに要する費用を前提といたしまして、今の土地改良長期計画を積み上げておるわけでございます。

さらには、末端においてそれを可能にするためには、基幹的な排水施設の整備も必要になつてくるわけでございまして、それも基幹的な農業用排水施設整備ということとで長計に織り込んでいるわけでございまして、御指摘のよしな汎用田として利用できるよな、そういう整備を推進していくことを目標にしておるわけでございます。

○畠田貞子君 今のことにも関連してくるわけですが、さういいますけれども、私どもの党いたしましては、基本政策の中でもうした土地改良事業等の補助事業なんかについても、圃場整備や農機具、施設の導入にかかるものについては計画策定と施行に際し、受益者、地域住民の意見を十分反映できる方法を確立していくべきであるという意見を持っておりますが、ただいまのお話でも、例えば汎用田のようなものをつくるについては、いろいろ地元のニーズみたいなものが確かにあると思うんでございますね。それで、土地改良の事業に当たるについて、この種の論議というのはかなり長い間出てきたというふうに私は思っております。これは衆議院でも恐らく出たと思うんですけども、地元、受益者の利益、そしてそれに結びつくための彼らのニーズ、そういうものを具体的に吸い上げていく方法、これはまず計画策定の段階で、先ほど同僚委員の中からも出たんでございますけれども、個々の地域の御希望とこちらの思いを整合性させるのが難しい、あるいはない場合があるというふうな答弁を先ほど局長はなさっておられます。それからまた計画途中でもチェックする。つまり地元のいろいろな言い分によってはチエックもできるし、社会的条件の推移によってはチエックしていく、こういうふうなこともあります。おっしゃっておられるわけですけれども、この計画策定及びその施行に際して受益者あるいは地域住民の意見を十分反映できる方式というようなことについて、特に積極的にお考えになっていることがござりますか。

土地改良事業につきましては、まず先ほども御説明いたしましたが、三条資格者、耕作農民といふに御理解いただいても結構でござりますが、十五人以上の申請がなければ仕事が始まらないわけでございます。さらにその上、その計画の内容については国の立場からいろいろ策定し、最終的にはそれに三分の二の同意を取つて、その手続の過程でまさに集落ごとにひざ突き合わせてお話し合いをして同意をしていただくということをやつているわけでございまして、この点では、まさに地域住民の意向を吸い上げる仕組みというものがある制度的に担保されているわけでございまして、その点は土地改良事業が非常にすぐれた方式である、他の公共事業と違つた非常にすぐれた方式であるというふうに言えるかと思うわけでございます。私どもとしては、単に手続的に整備されるというだけでなく、その手續がまさにその形式は整つているわけでござりますけれども、それに魂を入れるよう、特に昨今のような農村をめぐる社会的な条件が変化している中で、本当に御納得の上で仕事が進められるように事業の運営を指導してまいると、かように考えておるわけでございます。

く御説明して、その上納得づくで計画変更の最終的な手続を待つまでもなく十分御了解いただきた上で、仕事を進めるようになつて今後もそのような点に十分意を用いて仕事を進めてまいりたいと、いうふうに考えております。

○刈田義子君 私が申し上げてゐる施行との中身には、受益者たち自身がその事業に参画していくくという考え方も含めてお伺いを実はしておられるわけであります。つまり画一的な行政基準というふうなことを言われますけれども、それを一つの地域基準というようなものの考え方をつくっていくためにも、そこで地域のことをよく知つていて、地域で実際にその場で働く農民たち自身が自分の働く場の表土のあり方とか厚さのこととか、あるいは農道の広さとか厚さとか、あぜの厚さ、こういうふうなことをそこで働く人たち自身が一番よくわかつてゐるんだ、だから自分たち自身にもそういう仕事を参画させてもらつて一緒に仕事をしてみたいものだという声があるんでございましょうね。

これに対しても農水省は厳しい決し御答弁をなさるわけでござりますけれども、例えばそうすることを主張なさつておられる方の言い分によりますと、そこで働く地域の農民たち自身が参加してその事業を自分たちでやつていくことができる、こう言つております。それからもつと自分たち自身が一番よく知つてゐるんだから良質の圃場整備ができる、こう言つてはいます。それから、それによつて農家自身が土地改良の技術なるものを習得する、そこから出でてくるメリット、これも非常に大きいんだと、こう言つております。こういう点についてはいかがでございましょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 私どもの土地改良事業の技術者、これはそれなりに長年の経験と知識によってノーハウを持つてゐるわけでございます。そのノーハウを客観化する意味で設計基準のよう

なものをつくっております。したがつて、それなりに私ども最善の事業、工事をしているつもりであります。ただ、今御指摘のように、現場で実際に農業をやっておられる方々に対してはございませんけれども、たゞ、今御指摘のように、仕事のやり方に対する批判があれば、それにも謙虚に耳を傾けて聞くべきものは聞くということにしてまいりたいというふうに考えております。特に、これは事業の種類によつても当然違つてくるわけでございまして、大規模な水利事業等のダムあるいは頭首工あるいは幹線水路というようなどころでは、私どもの技術で処理さしていくだけですが、これが一番妥当であろうというふうに思うわけでございますが、半面、圃場の問題になりますと、これはまさに実際にお使いになる農家の方々の御意見というものを十分尊重していくべきであろうかと思ひます。

例えば、これはすべての地区についてそのようなことがちよつとできる条件がないわけでございますけれども、事前換地制度というのがございまして、将来圃場整備をした後の換地はここにするということを決める、実際自分の田んぼがここになるということで農家の方々がブルドーザーのそばにくつづいていてここをこうしてくれ、ああしてくれといふ御希望が出てくる。それはそれで、またそういうことが事業費につながる要因であるというような意見も一部ではありますけれども、これまたそれなりに大切なことだらうと思います。自分のそこでまさに働いていかれる方々がこうしてほしいという要望ができるだけくみ上げていくということは大切なことでございますので、その事前換地制度等を活用しながら先生の今御指示になられたような意見も事業の上に反映させてまいりたいと考えているわけでござります。

○刈田貞子君 次に、六十年十二月に会計検査院の五十九年度分の予算執行に関する検査報告が出ました。その中で会計検査院が農林水産大臣に対し指摘をしている事柄がございます。これは農

用地開発事業に伴う問題でござりますけれども、これも衆議院で出たと思ひますが、農用地が開発されたあとでの未利用地が非常に多いということです。この有効利用の促進と、それから今後の農用地開発事業の執行を適正にしていかなければならぬのは、これは当然であろうというふうに思うわけでございます。

で、仮に申し上げてみますと、第一次から第三次までの長期計画に基づく農用地開発事業の中で三百三十八事業について調査した結果ですね、これがあるわけでござりますが、国営事業十一、国庫補助事業、県営と団体とで五十一事業、合計六十二事業がござります。面積で二千四百九十六ヘクタールの農地が造成後全く利用されていない、こういうことが指摘されております。私は、その検査院報告を見てみますと、特に国営事業よりは補助事業の方で非常に多いわけであります。その中で、特に四十二年をピークにミカンがめちやめちやで、非常に多いわけでござります。農蚕園芸局長にもおいでを願つておるわけでござりますけれども、これはかなり強力な御指導があつたわけでござります。

○政府委員(関谷俊作君) 特に、農用地開発を中心とした新規造成が、當時相当多いということで、その指導方針はどうかと、こういうお尋ねでござります。

確かに昭和三十七年—四十二年、このころまでに作成しました長期見通し等におきましては、需要の伸びも見込んでおりましたし、それに基づく一種の新植目標を決めまして、新植促進というほどではございませんけれども、一種の植栽目標に応じた植栽をしていくようにと、こういうような方針であつたわけでございます。ところが、その後非常に計画以上に植栽が行われまして、生産力の増大、量の増大による価格の低下が顕著になりましたので、実は四十三年以降、一種の抑制ムードに持つて、こうということで適正な植栽をするようにとか、四十八年に植栽の調整を行う、こういうような方針に転換をしているわけでございま

園転を実施することにいたしましたのは五十四年からでございますので、その間若干対応としてもう少し早い時期から、いわばブレークをかけると、いろいろなことがあってもよかつたのではないかなという反省は確かにござりますが、確かにその辺の需給の見通し以上に新種が非常に行われました。その辺の調整が十分行われなかつたということは確かにあります。

○刈田貞子君 そして、その未利用の原因が会検から指摘されておる。まず、自然の立地条件が厳しくて営農が定着しなかつた。それから二番目が、受益農家の労働力不足があつた。それから三番目が、農産物価格の低迷で生産意欲が減退した、こういうことになつておるわけでございます。

私は、この最初の、自然立地条件が厳しくて営農が定着しないというような、こういう未利用の原因が出てくるのは——三番目の農産物価格の低迷が生産意欲を減退させて、そして未利用地あるいは粗放地が出てきた、これはしようがないと思います。見通しができない部分もあつたでしょう。これは仕方がないとしても、自然の立地条件が厳しくて営農が定着しなかつた、こういう事業に多額の国費を投下するのはどういうものかと思うんですけれども、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 率直に申し上げまして、調査に不十分な点があつたということに尽きるわけでございまして、大変お恥ずかしい話でございまして、今後そのようなことのないようになりますけれども、造成してみたらば、そこはミカンの栽培地でも、造成してみたらば、そこはミカンの栽培地でも、温度が低くて適合しなかつたと、こういうことを言つておるんですよ。

私はこういう事業が出てくること自体を考えられないんです。まず申請、それから調査、計画、事業の執行、そして今度は作付と、こういくわけですね。その間のどこででもチェックできなかつたということです。これは農水省さんだけを責めるわけにいかないのかもしれないけれども、地域においてもこういうものに留意して申請を出させるような御指導も必要だと思うんです。

それから、二番目が、急傾斜地で階段状の畑で機械化作業が困難であった。こんなのが最初からわかっているわけですよ。大体、八度から十五度ぐらいの傾斜でどういう機械が入れられるのかくらいの知識を持った上でこういう事業は進めてもらわなければいけないわけでしょう。それで機械化作業が困難だったから未利用のまま放置した、こういうわけ。

それから三番目はもつと振るつているんです。雪が深い、積雪でしょう。それから、何これ、ウサギと鳥がやつてくるからその被害が出る。ということは、一遍ぐらい作付したんでしょう、だけどもやめたと。私もこの間そういうところを見てきました。ヒヨガミカンをとりに来てどうしようもない。ここ山はもう掘りっ放し。それで食べられて壊滅すればそれっきり。そういう宮崎県で見てきたわけ。ああいうところの鳥、この鳥の問題はまた違う問題ではあると思うんですけども、そういう予測ができなかつたのか、できぬのかという問題がありますね。

四番目、四番目はもつとひどい。居住地から遠隔だから。だんだんこれからこういう基盤整備事業というものは遠隔化していくんです。奥地化していくんです。そのときに、どういう御指導をなさいますか。整備したはいいけど、未利用のまま放置する。こういうことが居住地から遠距離にあるからというようなことで済ませるものかどうか、私はこれを見ていて大変不思議に思つたんです。この辺は、一体どこの責任になりますか、お伺いします。

いろいろな問題点の中でも、例えば非常に風が強いために作物ないし果樹が定着しない、このようないい問題につきましては、調査の面の問題があろうかと思いますが、それ以外の御指摘の問題につきまして、個別にそれぞれ原因は違いますけれども、一つは計画を立ててから実際に完成するまで余りにも時間がかかるといふことがあります。それでございまして、また近くに就労の機会等ができるわけでございまして、確かに通作距離の問題等につきましても、これはいわば労働に対する意識といふものが、世代間でも差があるわけでございまして、また近くに就労の機会等ができるわけですから変わってくるわけであろうと思います。

計画を立ててから実際に作物を作付して収穫する、その期間をできるだけ短くするということも、

一つはそのような問題が発生しないようにするとのかなり基本的な対策の一つではないかと思うわけでございます。御指摘の中には調査そのものが不十分であった問題もあるわけでござります。そのような調査に当たつての配慮と、それから工期を短くするというようなことを通じて、今御指摘いただきましたような、独立してそれ一つとれば確かにちよつとおかしい、こういうことが起きるというのは何とも理解しがたいというような点もあるうかと思いますけれども、そのような事態が発生することを未然に防止してまいりたいといふふうに考えております。

○刈田貞子君 会計検査院は、この指摘の締めのところで、「速やかにその事情を調査して、利用の可否を判断し、その結果、自然立地条件、社会的条件等からみて営農上十分利用可能と認められる農地についてはその利用を促進する。」ということを言っておりますね。私は、こうした六十二事業、二千五百ヘクタールという未利用地がある、そんなのにたくさんの国費が投下されているのは非常にけしからぬといふ分を言う以前に、この中で利用できるものがあつたら早く指導していくことを先にしなければいけないと、ふうに思つておる者の一人でございますけれども、事実上、利用可能地というものは指導によつてはあるんで

しようか。

○政府委員(佐竹五六君) 一つの例でござりますけれども、大分県でミカン園として造成した、ところが、ミカンの需給動向が御案内とのおりでござります。一方、大分はシイタケ栽培の大盛んなどころでございまして、クヌギの原木が非常に不足しているというような実態がござります。そのような地域についてはミカン園としてその土地を利用することはあきらめて、クヌギの造林を行なうというようなことも、そういう例もあるわけでございまして、その辺は私どもとにかく多額の国費を、貴重な国費を投入したものでござりますから、多少制度的にいろいろ問題があるにしても、実際にその土地が有效地に利用され、かつ地域の関係者にそれを評価していただける、それからまた社会的に見てもまあ妥当であると、そういうような利用をするよう、今一つの例を挙げたわけでござりますけれども、極力努力してまいりたいと

いうふうに考えております。

○刈田貞子君 これは要望になりますけれども、これからは、先ほど申し上げましたように、こうした基盤整備、というのは平場からだんだんこういう地域へと広がっていくことは当然だと思うんですね。そのときにこういう轍を踏まないよう、事前調査あるいは地元の農民たちの計画、これこそ計画なんですね、そういうふうなものをよく聞いていただいて、そして厳密な計画及び事業といふふうに思うんでござりますけれども、今後、傾斜地とかあるいは中山間地とかといふようなところの基盤整備、というようなものが進んでいくわけあります。後継者問題については今、後継者が不足しているという要因があるようござります。

私が最後に申し上げたいのは、基盤整備と農村地帯における高齢化の急テンポさ、これを関係させながら非常に急いで考えていかなければならぬ土地改良事業、というのがあるんだろうと思いま

す。後継者の問題というのは、一戸の農家の問題ではなくて、土地改良区なりあるいは地域社会、農村地域社会の中で地域ぐるみ、後継者をどうするかという時代に入ったというふうに思つます。そのためにもその地域が基盤整備がきちっと

本的見解と局長の見解を伺つて、質問を終わります。

○國務大臣(羽田致君) 今お話をずっと承つてまいりまして、大変な国費を投じながら問題があること、こういった問題については私どもとしてもさらに十分調査をしながら進めていかなければなりません。一方、大分はシイタケ栽培の大盛んなどころでございまして、クヌギの原木が非常に不足しているというような実態がござります。そのような地域についても、この土地改良事

業というもののこそが、日本農業というものを本当に腰強くしていくことで基本的な問題でござりますので、私どももそういったことを踏まえながら、厳しい財政事情でありますけれども、いろいろと工夫しながら促進を図るように努めてまいりたい、かようと考えております。

○政府委員(佐竹五六君) 後継者問題につきましては今、後継者が不足しているという問題、これは一つの大きな問題であります。さ後に工法等につきまして、そのような厳しい条件の地域でいかにして低コストで、しかも災害等を引き起こすことのないような国土保全の観点も十分配慮しなければならないわけでござりますけれども、極力努力してまいりたいと

思います。さらに工法等につきまして、そのように見ております。

○刈田貞子君 これは要望になりますけれども、これからは、先ほど申し上げましたように、こうした基盤整備、というのは平場からだんだんこういう地域へと広がっていくことは当然だと思うんですね。そのときにこういう轍を踏まないよう、事前調査あるいは地元の農民たちの計画、これこそ計画なんですね、そういうふうなものをよく聞いていただいて、そして厳密な計画及び事業といふふうに思うんでござりますけれども、今後、傾斜地とかあるいは中山間地とかといふようなところの基盤整備、というようなものが進んでいくわけあります。後継者問題については今、後継者が不足しているという要因があるようござります。

○政府委員(佐竹五六君) 事実認識につきましては、先生の御認識、私どもも全面的にそのとおりである、またそこに後継者というものが生まれてくる、育つてくるというふうに考えております。

○政府委員(佐竹五六君) 事実認識につきましては、先生の御認識、私どもも全面的にそのとおりである、またそこに後継者というものが生まれてくる、育つてくるというふうに考えております。

○政府委員(佐竹五六君) 一つは自然条件が大変厳しくなるわけでございまして、当然のことながら平坦な地帯に焦点を置いた採択基準ではなかなか採択が難しいというようなこともあるわけでございまして、そのような地域については採択条件の緩和というようなことも考えてまいりたい。そ

うものを下げていく考えはあるのかどうか、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君)　これは毎年いろいろな形で実質的に採択基準の緩和ということを図つておるわけでございまして、こういう非常に財政事情の厳しい時期でございますので、なかなか難しい面もあるわけでござりますけれども、実質的に採択基準の引き下げ、緩和することは農民負担の

○ 塩出啓典君 今回の改正は事業工期の短縮を図る措置であると。これは国費でやつていた分を借入金に充てれば国費をもつと事業費に回せる、そういうことで事業量がふえるから、その結果工期が短縮する、そういうことではないかと思うんであります。要は、今まで継続しているところにより多く多くの予算をつける、そういう事業量を集中することによって工期の短縮ができるわけで、ただこういう法律を改正しただけでそのまま工期が短縮するものではないと私は思うのであります。

今後、そういう工期の短縮については全体の権も確保していかないと、事業量をより多く確保するということも並行して行われないと、この工期を短縮ということは行えないと思うのであります。が、そういう点はどういう方向でやられるのか、これを承つております。

○ 政府委員(佐竹五六君) 工期は、これは申すまでもないことでございますが、それぞれの事業年度の予算でそのときの事業年度の総事業費を割つて平均工期を算出するわけでござります。したがいまして、まず分子を余り大きくしないといふことが、あるわけでございます。つまり、どんどんどんなん新期採択をふやしてまいりますと、これは事業費の伸びを多少伸ばしてみても、平均工期がますます長くなってしまうわけでござりますので、新期採択をまず抑制ぎみにしていく。六十一年度におきましても大体対前年比九割ぐらいの水準でとどめておるわけでございますが、そのようなこ

卷之三

さるにまた今度は、分母の事業費を拡大する方法があるわけでございまして、そのための一つの方策として、今回の国営土地改良事業の実施制度の改善が挙げられるわけでござります。さらに昨年来やつております補助率カットも、一定の国費のもとで国の負担割合を減らせば、その分だけ県の負担割合がふえることによつて事業量がふえるわけでございます。このような方法もその工期短縮のための一つの方法として役立つてゐるというふうに考えるわけでござります。

○政府委員(佐竹五六君) この補助率カットにつきましては、私どもの農業基盤整備事業のようになつては、農民負担を伴う事業につきましては、農民負担は絶対に増高させないということが条件になつております。まして、財政当局もそのことを了といたしまつた。いわば地方負担の増ということで國と県との負担の割合の変更ということにとどまつておりますので、受益者負担は影響は受けていらないようなことになつてゐるわけでござります。

○塩出啓典君 それから國營と県営と団体営といふいろいろと補助率が非常に違いますね。これは確か

合にこの負担割合というのには差はあるのかどうか、この辺はどうなんでしょうか。
○政府委員(佐竹五六君) これは国が国費を負担し、あるいは補助する上では、そのような区別はつけておらないわけでござります。これは技術的に申しましても、専業農家であった方が二種兼業になられることもあるし、逆の場合もあり得るわけでございますので、そのような農家の性格の違いによつて、その補助なし負担の割合を変えるということは難しいことであろうというふうに考えております。

の歴史(五十六)

合にこの負担割合というのには差はあるのかどうか、この辺はどうなんでしょうか。
○政府委員(佐竹五六君) これは国が国費を負担し、あるいは補助する上では、そのような区別はつけておらないわけでござります。これは技術的に申しましても、専業農家であつた方が二種兼業になられることもあるし、逆の場合もあり得るわけでございますので、そのような農家の性格の違いによつて、その補助なし負担の割合を変えるということは難しいことであろうというふうに考えております。

さらにまた今度は、分母の事業費を拡大する方法があるわけでございまして、そのための一つの方策として、今回の国営土地改良事業の実施制度の改善が挙げられるわけでございます。さらに昨年来やつております補助率カットも、一定の国費のもとで国の負担割合を減らせば、その分だけ県の負担割合がふえることによつて事業量がふえるわけでございます。このような方法もその工期短縮のための一つの方法として役立つてゐるというふうに考えるわけでございます。

さらにまた、そもそも国費の予算額そのものを確保することも、これは当然のこととございまして、私どもは、来年度以降の財政事情いかんなどうなるかはなかなか予測しがたいところもございますけれども、その中で農業基盤整備事業の国費の予算枠を最大限確保することに努力してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○塩出啓典君 御存じのように、六十年度においては五〇%以上の補助率がカットされた、それが六十一年度以降さらに三年間続くことになつたわけであります。私の理解では、国営、県営、これは五〇%以上ですから一割カットされたわけですが、確かに今言われたように、そうすると事業量はふえるわけですね。けれども、その分国費が減つたのでは事業量はどうか、そういう点、事業量は、実際、六十年度は五十九年度に比べてふえたのですか。その点はどうなのですか。

○政府委員(佐竹五六君) 六十一年度は、国費が対前年比九八・八%に対し、事業量の方は、補助率のカットと今度の新方式導入等もございまして一〇二・四%になつております。六十年度は補助率カットだけの影響しか出なかつたわけでございますが、補助事業について若干の事業量拡大の効果はあつたわけでございます。

○塩出啓典君 この補助率がカットされた分は県と地元負担、こういうことで、これは同じように比率負担をしたと、このように理解していいわけですか。

○政府委員(佐竹五六君) この補助率カットにつきましては、私どもの農業基盤整備事業のようには、農民負担を伴う事業につきましては、農民負担は絶対に增高させないということが条件になつておりますので、受益者負担は影響は受けていないようなことになつてゐるわけでござります。

○塩出啓典君 それから国営と県営と団体営といろいろと補助率が非常に違いますね。これは確かに規模の大きいやつと小さいやつと、こうなつておられるわけですが、これはなぜ国庫補助が違うのか、政策的な意味はどこにあるのか、これはどうなんでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 現実の補助率がなぜ二分の一であり、なぜ三分の一であるか。これは沿革的な理由、それからいろいろ事業間のバランス等もございまして、統一的説明はなかなか難しいかと思うのでございますけれども、総じて申し上げられることは、事業種類ごとに事業規模、技術的難易等により、国営、都道府県営、団体営というふうにクラス分けされているわけでございまして、それぞれの事業種類ごとにその公共性の程度を基本とし、農家の負担能力、地域の実情も勘案をしながら補助率が決まつていて、こういうことでござります。

大きく分けますと、かん排事業と農用地造成、区画整理になるわけでございますが、農用地造成につきましては、非常に事業費がかさむところから特に国庫負担率は高くなつております。それから農用地造成、区画整理、かん排を通じまして、事業規模の大きいものは負担も大きくなるだろうというような理由もあって国費の負担分も手厚くしているということが言えるというふうに考えます。

○塩出啓典君 いろいろ区画整理事業をやる農家の方には、いわゆる専業農家もあれば兼業、兼業でも二種も一種もあると思うのですが、そういう場

合にこの負担割合というのは差はあるのかどうか、この辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(佐竹五六八君) これは国が国費を負担し、あるいは補助する上では、そのような区別はつけておらないわけでございます。これは技術的に申しましても、専業農家であった方が二種兼業になられることがあるし、逆の場合もあり得るわけでござりますので、そのような農家の性格の違いによつて、その補助なし負担の割合を変えるということは難しいことであろうというふうに考えております。

○塙出啓典君 ただ、日本の農業はいわゆる專業農家を育てるのか、兼業を育てるのか、そのあたりが、これは私自身がこうしろという意見があるわけではないわけですから、ただ、一つの国費というか、それを最も効率的に使うという観点から考えれば、どういう方向に日本の農業を誘導していくか、そういう観点からもうちょっときめの細かい検討も必要なのではないかなどという感じはするわけであります。農水省としてはそういう点についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○政府委員(佐竹五六八君) 土地改良事業は、その事業の本来的性格からいたしまして面的広がりで仕事をいたすものでございますから、その受益地内にはさまざまなタイプの農業経営が存在するわけでございます。ただ、政策の種類によっては、まさに今後農業の担い手として育成すべき農家に焦点を絞つた施策が行われていることもあるわけでございまして、例えば金融制度の中で総合資金制高度なんかその典型的な例かと思います。そのように政策の種類に応じてその対象をどういうところに絞るかということは決めていかざるを得ない面があるわけでござりますが、先生のおっしゃられたように、今後伸ばしていくこうという経営に焦点を絞つて施策を集中するという考え方は、現在の私どもの政策の中にもあるわけでございます。

○塙出啓典君 こういう財政事情の中で、当然財政当局からのいろいろな要望というか、こういう

予算に対する削減への圧力というのも当然私は今後考えなければいけないと思いますし、そういう点から、さらにこういう予算が本当に農業の効率経営に役立つた、これだけの金を使う価値があるんだというものを今後さらには示していかなければ、前と同じ考え方ではないのではないか。そういう意味で、これは私自身として別にこうした方がいいという提案があるわけじゃありませんけれども、真剣にそういう点をひとつ検討していくただきたい、こう思ふんですが、そのあたり農林大臣のお考えはどうなんでしょうか、伺っておきたいと思います。

○政府委員(佐竹五六君) まさに私どもが今後考えなければならない問題点というのは先生が今具体的な例を引きかれてお示しになられた問題であるかと思います。かつては、田んぼを荒らしておこうということは集落の中で恥ずかしいことであるという、そういう意識があつた。それがいろんな事情からだんだん薄れてきてしまったというふうな問題があるわけでございます。それからもう一つ、同じ十アールの土地でも、利用の仕方によって著しくその収益性に違いがあるということもあるわけでございます。専業的な中核的な担い手たる農家が利用される場合と、高齢の方がその土地を使われる場合とでは、収益力に著しく違いがあるというようなこともあるわけでござります。そういう二つの要素を組み合わせまして、そのような土地の耕作権あるいは耕作権でなくとも作業受託でも差し支えないわけでござりますが、要是、そういう農地を、高齢の方々が保有している農地を実質的に将来とも農業でやっていこうという方々に耕作していただき、そういうシステムをつくることを目標に、それをそのそれぞれの集落の話し合いの中でそのような利用関係をつくり出していくというようなことをねらってつくりましたのが、私どもの農用地利用増進法に基づく農用地利用増進事業でございまして、今後私どもとしては、そのような政策手段を使って、御指摘のよな事態、つまり耕作放棄というような事態が生ずることを避けるよう持つていきたいと考えているわけでございます。

されば非常にいにんじやないか。だから、現在はもう全部一律の補助率でありますけれども、もしひとり暮らしのおばあさんが使用権をお渡しをするというのであればさらにその負担を軽くするとか、そういうような土地基盤整備というものがさらには規模の拡大に結びつくよな、そういう方向に努力していくたゞく何か道はないか検討していただきたい、このことを要望いたしまして質問を終わりたいと思います。それについての御決意を承つて終わります。

○國務大臣(羽田孜君) 私どもも、しばしば御答弁の中で申し上げてまいりましたように、こういった土地改良事業を全体として進めていく、そういう中で規模の拡大、こういうものも図つていくということを申し上げてきたわけでありますけれども、しかし、まさに今先生から御指摘がありましたように、むしろそういう中で、一人のお年寄りがこれに同意ができるないという中で土地改良が進まなかつたら、一体これは何のことなんだろうかということがありますし、またそういう方方が、今お話をのように、この利用権といいますか、使用权、これは私は差し上げましよう、ですから私は賛成しましよう、ただ、自分として営農する力はもうないし、そうかといってこれを売っちゃうということはできませんといったときに、さあどうするのかということであつて、これはまさに、私どもとして規模の拡大ということ、こういうことがどうしても農政上必要であるという観点からも、今先生から御指摘がありました問題についても、私たちもこれは真剣に検討していきたいとも、私たちもこれは真剣に検討していきたいということを申し上げておきたいと思います。

○下田京子君 本改正案の趣旨でございますが、すべての国営土地改良事業に財投資金を活用して土地改良事業の進度の促進を図るということにあるわけですが、問題は、なぜ土地改良事業の工期が伸びて工事完了がおくれるような事態が生じたのかということにあると思うんです。その根本的な原因は明白でありまして、國の農業基盤整備予算が大幅に削減されている、抑制したというとこ

ろにあると思うんです。ですから、幾ら財投資金を活用すると言つても、国の農業基盤整備予算が大幅に伸びないことは、工期のおくれという問題は基本的に解決できない問題であるという御認識が大事だと思うんです。大臣も同じだと思うんですねけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(羽田孜君) その点は私どもも特別にこうこうこうだと抗弁するあればないと思います。ただ問題は、私ども、五十五年くらいから公共事業の抑制というのは始まってまいったわけですけれども、これが今日までこんなに長く続いたということは予測できなかつた。そういう中で、幾つかの長期計画というものが全体的におくれてしまつておるというのが現状でございまして、私どもとしては、なるべく早くこういつたものを取り戻すためにこれからも予算の獲得を続けていきたい。それと同時に、金のないときには知恵を使つて、知恵というほどではありませんけれども、今度のような措置をしながら事業量というものはふやしていく、確保していくということが今度この法案を御審議いただく一番の基本の考え方であります。

○下田京子君 公共事業全体が抑制されているといふような格好での、どちらかといえば、やむなしのような御答弁があつたんですねけれども、問題は、大臣が今言われたように、国の財政事情が厳しい中で内閣が一体どこに重点的に予算を使うかという、その内閣の姿勢がはつきりするときだと思います。私は、今言われたように、五十五年ごろからということなんですが、明確に言いますと、中曾根内閣がスタートした、臨調、行革等が出てきた五十七年度以降それが非常に顕著である。それを実際に六十一年度と比較してみたんです。これはすべての農業基盤整備事業の予算なんですかねども、五十七年度の農業基盤整備予算とそれは八千九百九十六億六千八百万円でした。それが六十二年度になりまして八千六百七十九億五千三百万円と、実に三百十七億一千五百万円カットされている。マイナス三・五%ですよ。この

水準というものは五十四年度水準よりも下回つてゐるという実態なんです。

一方、軍事費がどうなのかということなんですが、四百三十五億円と、実に七千五百七十四億円、何一億円でした。ところが、六十一年度は三兆三千と伸び率二九・三%なんです。だから、ここに中曾根内閣の政治姿勢が非常に明確にあらわれていると思うんです。私は、こうした軍事優先を改めて、何といつても国民食糧の安定供給につながる農業基盤整備事業の予算を本当に内閣全体がしっかりと位置づけて伸ばしていくという姿勢が今必要ではないか、ここが大事なところです。

○國務大臣(羽田孜君) 私どももいつも申し上げますように、食糧もまさに国の安全保障であるということを申し上げておりますし、また防衛といふのもまさに国民の安全を図らなければいけないということで、やっぱり重要な視点であろうとうふうに思っております。

ただ、今度の場合には、今御指摘がありましたように、確かに防衛費が農業予算に比べて上回ったという新しい事態が出たということだけは、これもまた数字であらわされておるとおり、私も事実だというふうに思っております。ただ、何といふのですか、農業予算が今度全体的にはへつ込できているという中には、これは防衛はちょっと別にさせていただきまして、全体的には、国債費、そういうものが増高し、これを元利とともに返していかなければいけない、こういう時期が始まつて、このウエートというのが非常に高くなつてしまつたということで、農業予算初めいろんなそのほかの国の大手な予算というのも減つてきておるというのが現状であるというふうに私はお思っております。

今、軍事予算についての御指摘がありましたけれども、ただ、先進各国の軍事予算というのは、国家予算の中に占める割合というものを見たときには、我が国は本当に徹底して抑制してきております。

○下田京子君 私も突つ込んでその議論をするつもりはないんですけど、從来からこれは日本に「どどまらず国際的に言われているのがバターか鉄砲かなんです。はつきり言いまして、私どもも産党は軍事費を削れ、暮らしを守れということをずっとと言つてまいりました。今やまさに戦車が農地を押しつぶしてきているということだけは何だかんだ言つても事実であると、これだけは指摘しておきます。

うな予算のつき方で、じや逆にゼロでなければいけないという保証が今あるのかということになるわけですね。問題は、何度も申し上げますけれども、この第三次の土地改良長期計画というのは閣議で決めたんだということなんです。過去の第一次土地改良長期計画はどうだったかと見てみます。これは四十年度から四十九年までの計画だったんですが、実際には工期を二年繰り上げて四十七年に完了している。事業費ベーツで言えば一兆六千億円の計画に対して二兆七千三十億円、実に二〇四%の達成でございました。

第二次土地改良長期計画はどうだったでしょうか。四十八年から五十七年度も、これは調整費を除いてでございますけれども、一〇三・一%の達成率で終わっているんです。

日に閣議決定された第三次の土地改良事業長期計画画、これが一体どうなつてゐるのかということを見てみたいんですけれども、五十八年以降の十年間に総額三十二兆八千億円、これは調整費二兆四千億円を含んだ額ですけれども、に相当する事業を実施したい、こういうふうに閣議で決めたんです。ところが、現実にはどうかというと、六十一年度予算を含めて五十八年から六十一年の過去四年の間に進捗率は調整費を除いて一一・八%、調整費を入れますと二〇・二%という状況なんで

ですから現在のような予算のつけ方つまり前年比伸び率ゼロで今後見ていきますと、スタート時五十八年から比べまして、これから十年も工事完了までかかるというような格好になつて工事が何と五〇%程度と、こういうことになると思うんですね。これは間違いないですね。

○政府委員(佐竹五六君) 六十七年度に完了さるためには、計算上は今後二五%の伸びが必要であるということは、これは計数的に出る話でござります。

○下田京子君 ですからとんでもないことだといふことがはつきりしているんですよ。

だから、大臣、私が申し上げたいのは、まさに中

嘗て内閣になつてどれだけ農業基盤整備事業の予算が抑制されてきたのかということ、そのためにはつきりあらわしているんだということを申し上げておきます。大臣、重ねてうなずいていらっしゃ

な予算のつき方で、じや逆にゼロでなければと

しやる

次に、今言つた、一体この工期のおくれといふものがどういうもろもろの影響を生み出しているのかということが大事だと思つんで。六十一年度で第三次土地改良長期計画の進捗率は、金額ベースでも、さつき申しましたように二割ちょっとでしょ。さらに問題なことは、農水省の資料を実際にいただいていますが、六十一年度で面積ベース、つまり実際の事業量で見た場合には、その進捗率が一六・五%なんですね。こういう工期おくれというものがどんな形で各地域に影響を及ぼしているというふうに認識されているのが、その影響の内容いかんとすることをお聞きします。

○政府委員(佐竹五六君) 工期の遅延に伴いまして、特に特別会計事業で行つてゐるような大規模な国営事業につきましては、建設利息の負担の増という問題があるわけでござります。

一般会計事業につきましても、社会的、経済的条件の変化が、工期が長くなればなるほど、その間に働いてくるわけでございまして、効果の発生の遅延というような問題も出てくるわけでございまして、私どもは工期の延びるということは大変重大な問題であるというふうに認識しているところでございます。

○下田京子君 今言われたようなことも含めまして、構造改善局自身がまとめたことを私の方から紹介して、改めて大臣の御認識をお伺いします。

「新しい構造政策の展開」という中で、工期遅延の問題点として以下のように指摘されているんですね。一つ、「事業効果の発現が遅れる」とことに加工されると、農産物の需給環境の変化をうける機会がえ、工事期間中の諸物価の上昇によつて事業費が増加し、農家負担の増大と營農意欲の減退をもたらしていること」、二つ、「工期が長くなること」は、それだけ農産物の需給環境の変化をうける機会が多くなり、当初の営農計画、事業計画の大変更を行うものが余儀なくされてきているんだというふう

に指摘されているんです。まさにこの事業の根本にかかる重大問題なんだということを改めて申し上げておきます。大臣、どうですか。

○國務大臣(羽田致君) その点を私どもはもう十分認識しております。そのため予算のたびごとに、これを何とか確保するための訴えをしたり、また今回のような、これによつて一年ぐらいしか縮めることはできません。工期を一年ぐらいしか縮めることはできませんけれども、こういう工夫をする、いろんな努力をいたしておるところでございます。御指摘の点は十分認識をいたしております。

○下田京子君 認識されていれば、中曾根内閣の閣僚のお一人でしようけれども、もっと積極的な立場での対応というのが大事だと思うんですよ。具体的に以下申し上げたいんでですが、これは私の地元、福島県母畠国営農地開発事業の見直しの問題なんです。大変重大な問題が出てきております。工期のおくれということによって、今やまさに工期がどうなるかは、予定工期というのよりもう大藏でも聞いてみてくれみたいな格好になつてきているということですね。この母畠の国営総合農地開発事業の場合なんですが、着工時の予定工期は、昭和四十二年から四十八年、七年間で完了ということでございました。ところが、六十年度までの進捗率は五八%。しかも六十一年度以降の残工事額が二百十億円です。六十一年度の予算は二十三億五千万円で、このベースでいきますとあと十年ぐらいかかるという格好になりますから、実に四十二年着工で完了は昭和七十年と、三十年近くもかかつてしまふということなんですね。ですから、参加者の世代も変わっております。ですから、参加者の世代も変わつております。さつき指摘されたように農業情勢も大きく変化しております。事業費も着工時点では四十七億円だったものが、現在何と四百九十一億八千万円と十五倍にもなつてます。ですから事業から抜けたいという農家が出てくるのは、これは当然だと思います。

私が今申し上げたいのは、この時点で農家の意

向を十分確かめて、計画全体の見直しをも必要になつてきているでしようということなんですね。

○政府委員(佐竹五六君) 計画変更の時期を具体的にどこに設定するかは別といたしまして、計画変更が必要な状況になつていることはそのとおりでございまして、それに際しまして、地元の受益者の御意向をよく確かめる必要のあることは私も

も十分認識しております。

○下田京子君 時期の問題をちょっとばかしてしまつたんで、これは當々とということにならぬようですね。と言いますのは、現に一工区から十七工区までこの事業はあります。郡山市の二工区の場合なんですが、百六十四ヘクタールの計画に対して百八ヘクタールの実施で、達成率六六%でもつて、五十九年度に工事完了ということになつております。

私は、具体的に申し上げたいんですけども、私の住んでいる石川町で十四工区の場合に、百八十六ヘクタールの計画に対して六十年度までに三十三ヘクタール、いまだ一八%の進捗率なんですよ。これじゃもうどうしていいかわからぬということで、約百名近い方が、経済、農業情勢の変化の著しい中で事業への参加というものはどうなんだろうか、もう既に亡くなつている方もあるなど

同じくやううしていいかわからぬということです。国営かん排事業といふのは、全国どこ見ても同様なんだということで、改めてまた申し上げた先ほどから局長は、全國平均でやられておるよう

いんですけども、この国営かん排事業の平均工数の推移というのを見てみます。オイルショック前の四十七年度と六十年度を比較してみます。同様なんだとこのことで、改めてまた申し上げた先ほどから局長は、全國平均でやられておるよう

いんですけれども、私は特に構造改善局計上分になつてけれども、私は特に構造改善局計上分になつてあります内地の平均工期のところで見てみます

○政府委員(佐竹五六君) 事実認識の点では御指摘のとおりでございまして、またそのようになつた理由につきましても、一般的な公共事業抑制という条件のもとで、特に特別会計事業につきましては金利負担があるわけでございます。国費の方もできるだけ多くつけております。そのような結果、一般会計事業と特別会計事業の間に当初制度を仕組んだ当時想定してなかつたような状態が出てきているだけ多くつけております。

○下田京子君 全くそうなんで、遺憾ではいかぬでございまして、工期促進だという格好で今切り札として出てきたのが財投活用による国営特別会計事業、これが国営農用地開発事業という格好で五十一年度から創設されたものだと思ひますね。

(委員長退席、理事星長治君着席)

しかし、これによつて工期が大いに促進されるはずだつたんですけども、農水省の資料によつて昭和四十五年度以降の国営農用地開発事業の平均工期の推移を見ますとどうなつてゐるか。四十五年度一般会計事業だけでありませんでした

が、これは九・一年の平均工期でしたね。そして四十六年八・五年、四十七年は八・二年、とにかく八年で八・七年でしたね。それが六一年度十一・四年で、これまで二・七年も延びてゐるんです。この

ように特会事業の方はどうかといふと、四十七年から特別会計の方はどうかといふと、四十七年

十一年度は何と二十八・一年、十七年も延びてゐるわけですね。今度の法改正を見込んだ話ですかねでも十七年も延びてゐるわけですね。その後七年の平均工期は十一・一年でした。それが六年で八・七年でしたね。それが六一年度十一・四年で、これまで二・七年も延びてゐるんです。この

ように特会事業が四十七年当時の一般会計事業の平均工期をはるかに上回つてしまつた。ですから、それがオイルショックを経まして、昭和五十年度には十四・二年といふような格好になりました。そして翌五十一年度、

今言つたように農用地開発事業に特会といふものを入れたんですけども、一般会計事業が十四・一年に対しても特会事業は九・七年だつたんですね。しかし今日どうなつてゐるかといふと、

いう問題もあるわけでござりますので、事業所の運営が脱退したいという意向を持たれる方に御参考を願うという意味で説明することは、これは当然あります。

り得ることでございまして、そのことはお認めいなつたとおもいますが、いやしくも強制にわたつて無理やりにというようなこと、これは農用地造成は全員同意でござりますので、計画変更も同様

でござりますので、あつてはならないことでござりますし、私どももその辺は十分注意して事業の計画変更手続を進めるようにさせたい。

○下田京子君 見直し時期。

り得ることでございまして、そのことはお認めいなつたとおもいますが、いやしくも強制にわたつて無理やりにというようなこと、これは農用地造成は全員同意でござりますので、計画変更も同様

でござりますので、あつてはならないことでござりますし、私どももその辺は十分注意して事業の計画変更手続を進めるようにさせたい。

○政府委員(佐竹五六君) 事実認識の点では御指摘のとおりでございまして、またそのようになつた理由につきましても、一般的な公共事業抑制という条件のもとで、特に特別会計事業につきましては金利負担があるわけでございます。国費の方もできるだけ多くつけております。そのような結果、一般会計事業と特別会計事業の間に当初制度を仕組んだ当時想定してなかつたような状態が出てきているだけ多くつけております。

○下田京子君 全くそうなんで、遺憾ではいかぬでございまして、工期促進だという格好で今切り札として出てきたのが財投活用による国営特別会計事業、これが国営農用地開発事業といふ格好で五十一年度から創設されたものだと思ひますね。

りで一般会計事業が何と二十八・一年もかかると

いうような格好で、まさに気の遠くなるような実態になつてきているんです。それが今の母畠の例なんですね。ですから、予算を工事単価増に見合つようように増額しない限り、幾ら財投の活用といつても、特会事業の工期も延びてしまつて、全体としては短縮どころか大幅に延びてしまうんだ

ということを示していると思うんです。そうで

一般会計の工期は十八、一年となりまして、特会の方も十四、六年にまでおくれていますね。結局、特会事業の創設時点、つまり五十一年度における一般会計事業並みに工期が伸びてしまつてゐるということになるんです。これは建設利息まで払つて財投のメリットというの是一体あるんだろうかという大変な問題になつてきてゐるんです。

○政府委員(佐竹五六君) 数字は先生御指摘のとおりでございます。私どもただ漫然と推移したわけでございませんで、例えば六十年度予算においては部分特計の創設、つまり特別会計事業の中でも例えばダムとか頭首工とか、そういう基幹施設については財投を入れて早くやつてしまつ。水路の方は、例えば從来の水路を一般会計の事業予算の中で少しづつ直していく。工期としては確かに長くかかるわけでございますが、基幹的な施設ができることによつて取水はそれなりに安定するわけでござります。こそくな手段と言わればそれでござります。今までございますけれども、全体に公共事業の抑制という条件の中では從来もそのような工夫もしてまいつたわけでございまして、今回の措置もまたその工夫の一つのあらわれでござります。

いずれにいたしましても、現在のような状態といふのが好ましくないことは、これは先生の御指摘のとおりでござります。何とかこの状態を解消するためには、新規事業の抑制等もその一つでございます。それからまた一番基本は、とにかく農業基盤整備費の予算を確保することでござります。それに向かつて努力してまいりたいと考えておるわけでござります。

○下田京子君 とにかく何らかの対応をしなきやならないという意識で追い詰められる中でもそれなりの努力はしたということなんですが、現実にもう新たな対応をしなきやどうにもならぬということで、今から述べたいのは、特会事業の工期おそれによる建設利息等の負担がどんな形で地元受益者の負担を過大にさせているかという点なんです。これは特に会津のかん排事業なんですねけれども、会津北部の例です。会津北部地区は、喜多方市

を中心に一市四町にまたがる事業で、日中ダムが中心事業なんです。昭和四十九年度着工時点の予定期は四十九年から五十五年の七年間で、総事業費六十六億九千万円でございました。ところが、六十一年度時点で予定期はどうかといいますと、六十六年まで延び、総事業費も二百九十億円と四・三倍に膨れ上がるということになつてゐるんです。

問題は、この会津北部地区は当初一般事業でスタートしたんです。ところが、工期促進といふことで五十二年度より特会事業に振りかえ、財投資金を借り入れて事業を進めてきたんです。その財投借り入れによる建設中の利息がどうなつてゐるかということ。実は二十九億九千四百万円にも及ぶ見込みです。これは六十年度までの実績利息と六十一年度以降の現在の財投金利とを平均して六・九%で計算したものなんですが、これだけ莫大な建設利息になるのは、財投金利が高いということと、同時に長期に及んだという結果だと思つてますよ。ですから、工期促進のメリットがあると言つて特会に切りかえてきた農水省の責任は一體どうなつたんだというのが地元の率直な声なんですね。これこそ何らかの対応が必要じやないでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 数字は先生の今御指摘になられたとおりでございます。私どもとしては、責任云々という御指摘がございましたけれども、これは一般的な公共事業の抑制という日本経済全体、それからさらにはそれに起因する財政のあり方によって招來された問題でございますので、とにかく今後、今回の法律改正による事業量の拡大というようなことで、できるだけ早くその事業を完了させるということを図つてまいりたいといたしましたことを図つてまいりたいといたしましたことを図つてまいります。

さらにまた、償還条件の緩和の御要望の強いことは十分承知しておりますわけでござりますけれども、これにつきましては、実はこの制度の仕組みそのものに起因いたしまして、必要があれば県が条例等でやれるという問題があつて、国が直接決

めでおる償還条件というのは県からの償還条件でござりますので、直ちに現場でのいろいろな声になつたんですが、建設利息だけじゃないんですね。償還についても金利負担が大変になるわけで、今後なおいろいろ工夫してまいりたいで具体的に数字を私は述べて確認いただきたいんで考えております。

○下田京子君 工夫しなきやならないという御認識に立つて非常に苦労している実情は今お述べになつたんですが、建設利息だけじゃないんですね。償還についても金利負担が大変になるわけで、具体的に数字を私は述べて確認いただきたいんで

こここの地域は、建設利息と工事総額の地元受益者負担合計が九十億七千三百万円です。着工時の総事業費が六十六億九千万円ですよ。その二〇%を地元負担ですから、一般会計のときには建設利息がかからぬわけですから、十三億三千八百万円地元受益者負担で済んだんです。それが九十億七千三百万円ですから七倍になっているんですね。しかも一般会計の場合には償還利率は年五%ですがけれども、特会の場合には借入金利がそのまま償還金利になりますでしようから、平均の六・九で、一般会計事業の償還金利に比べて一・九も高くなっているんです。ですから、それを据え置き二年を含めて十七年間で償還するということになりますと、総償還額が百六十億五千四百万円という膨大な額になるんですね。間違いないですね。

○政府委員(佐竹五六君) 発足時の数字は手元に持っておりますんのですが、現在の時点での地元負担額、それから年償還額については先生の御指摘されたとおりでございます。

○下田京子君 ですから、六十一年度での事業量二百九十億円を仮にすべて一般会計の方でやつたとしますと、地元の受益者負担額というのは、負担率が約二割ですから、二百九十億掛ける二割の五十八億で、これを二年据え置いて十七年間で償還すると、金利五%で、総償還額は八十九億六千五百万で済むんです。ところが、特会事業のために、今確認していただいたように、総償還額が百六十億五千四百万と二倍にもなつちやうとい

会津地区の場合には、塙川町が地元受益者負担を十分の十、全部町が負担しております。それから喜多方市の場合には十分の九を市負担で賄っておりますが、その喜多方市の年償還額が幾らになりますかといいますと、五億五千四百万円にも及ぶんです。これは、市の五十九年度の予算の中での投資的経費五億八千万円にも匹敵するものなんです。

（理事長星長治君退席、委員長着席）

ですから、毎年これだけ返していくということになりますと、もう橋や道路や学校なんかの建設は一切できないというような格好になっちゃって大変だ。だから、喜多方の市長さんに会いましたら、財政的に払えないのだから、せめてダム本体分は国・県で負担するなど抜本的な対応というものが今後検討されないものだろうか、こう言われておるんです。そういう点での何らかの、事業開始の際の経過もあるんですから、対応はやらなければならぬと思います。どうでしよう。

○政府委員佐竹五六君）会津北部地区につきましては、関係市町村が非常に高率の負担をされ、事業が発足したことは私ども承つております。農業用水利事業につきまして、このように自治体が大変手厚く負担されるという例は珍しいわけでございまして、それらの市長さん、町長さんの私どもの事業に対する御協力に対しても、私も深く敬意を払い感謝する次第でございますけれども、ただ、その反面いたしまして、今おっしゃられましたように、例えば喜多方市の場合に五億五千四百万円の年償還額、市の農林予算が六億二千万でございます。これはそういう意味でも大変な額だらうとは思ふんでござりますけれども、反面として、国と県で基幹施設について負担してもいいないと、素朴な御意見としては、私どももそういう御要望が出るのはわからないでもないんですけれども、從来のいろいろなルールからいいまして、ただいま先生の、その市長さんの御意見のような形ですることは、現実問題として到底不可能でございます。この市町村の事業費負

担が大変重くなっている、それも当初まさかこれほど負担を受けるとは思っておられなかつたということなんだろうと思うんでござりますけれども、私どもでこの市町村の御負担について何かでございますので非常に難しいんでござりますけれども、働きかけること等もやつてみたいと思つているわけでござります。

○下田京子君 もうこれはほつておけない問題ですよ。関係者の中には、払えないんだから、じやダメでも持つていつてもらおうかなんていうようなことも出でていますよ。

今回、改正案の場合には、従来特会と違つて、新たな特会事業に対し、受益者負担分については国費で立てかえて、完了時、金利5%で償還するということになつてますから、新たな負担がないわけですが、都道府県負担分は財投金利になる。しかし財投の金利というものは、一般会計の場合の六・五%のような固定金利じゃなくつて大変変動するわけです。現在六・三%だといいますけれども、過去の状況を見てみると、五十五年四月から五十六年の四月までは八%から八・五%でした。五十六年五月から六十年の十月までは七・一から七・五%でした。六十年の十月から六十年二月までの間に六・八%で、いずれも一般会計の金利六・五%よりも高い水準でできたわけなんです。ですから、確かに今低いと言いますけれども、こういう格好で財投金利というのは非常に変動するんです。ですから、今後上昇しますと、これはもろに都道府県負担につながるんだということがはつきりしているんです。さらに従来の特会事業の場合に、受益者負担にかかる建設利息とさらに高い償還金利ですよ、これはもう何とかしないやならないというのは当然のことなんです。

ちょっとと出ましたさつきの喜多方の市長さんの話に高いという点で、私は全額国庫負担にすべきで

はないかというふうに申し上げたいんです。そういう点も含めまして、現に、農水省の中でいろいろとの国営事業問題についての懇談会を設置して検討されておると聞いているんですけども、今のようなお話を含めて、出されていることはどういうものなのか、ちょっと御紹介くださいませ。

○政府委員(佐竹五六君) 国営事業問題懇談会につきましては、さまざま面で一つの転機と申しますが、大きいいろんなことを切りかえていかなきやならない時期に立っているんではないかとう認識から私ども懇談会を設けたわけでございまして、出ております議論いたしましては、当委員会できょうも議論されたような問題についていろいろ議論しているわけでございます。

私どもとしては、当面すぐにできることと、それから長期的にやらなければならないことと分けたて、その方針を取りまとめて、諸先生方の御同意、御賛成を得られる内容のものをつくり上げたい、かように考えております。

○下田京子君 さつき紹介したような構造改善局でまとめました「新しい構造政策の展開」の中では、「これは二百三十九ページに書いてありますけれども、「先行的に実施する必要がある基幹的な施設の整備については公費負担を多くする」とことが必要だというふうにも述べられております。「一方、基幹施設の整備をまつて行われる末端整備にないような事業方式をいろいろ検討する必要がありますけれども、いずれにしても、農家の受益の発生時点で、できるだけ農家負担に余り過大にないことでできないことはかり並べるのではなくて、きちんととした対応が必要だということを申し上げて最後に大臣の決意を聞きたいのです。

当面、少なくとも受益者負担にかかる部分についての建設利息を取る特会方式は見直すべきだ。そして利子のつかない国費で立てかえるとか、あるいは一般会計からの繰り入れによる利子補給措

置を検討するとか、これはやらなければならぬでしよう。これが一つ。

二つ目に、さつきも他の委員に御答弁されてい るようですが、今回の改正によって約三百億ぐらいのお金が浮いて、全体としてそれが約四百億ぐらいの効果をもたらす事業がやれるんだと いうことで言われておりますけれども、国當かん 排事業が十一・四%来年度予算で見ますと伸びて いるんですが、國場整備事業とか、補助かん排と か、補助農用地というのがマイナスもしくは横ばいなんですよ。こういうやり方というのを認めるのはどうかな、正すべきだという点、二つお答え いただいて質問を終わります。

○國務大臣(羽田孜君) 先ほどから御討論のよう に、工期遅延、これによりまして受益者の負担と いうのは非常に大きくなっているということ、こ れは特に個別の問題で今御指摘がありました地域 などにつきましても非常に大きな問題がございま す。こういった問題につきましては、従来からい ろいろ検討してきておりますけれども、私どもと してもさらには検討を進めていきたいと思つておりますし、今後そういういた工期遅延といふものを少 しでも防止止するためこれらの施策というものを とっていかなければいけないというふうに考えて おります。

○喜屋武真榮君 私は初めに大臣に基本的な問題 についてお尋ねしたいと思います。

農は國のもとであると言われております。農業 の果たす役割というものはまことに重大であるこ とは申し上げるまでもありません。それで、國の もとと言わせておる農業の柱を立ててみますとい うと、まず一つは國民の食糧の安定的供給、二つ に治山治水を含めた国土保全、三つに地域の経済 に対する貢献、こういうふうにまとめることがで きると思うのです。農政の柱として農業基盤整備 事業が最も根本の柱である。國のもとであると言 われる農業の大柱の基盤整備事業をいかに重視 するか、このことだと思います。そこで大臣、農 政の柱である農業基盤整備事業の持つ意味、意義

○國務大臣(羽田孜君) 先生今御指摘がございましたように、まさに農業は国の基本であるというふうに考えます。その基本である農業というものが、これを進めていくために農業基盤整備というのが果たす役割というのは非常に大きい、このようは認識しております。

この基盤整備の果たしている役割ということでおりますけれども、まずは基本的には、農業の生産を向上させることが第一であろうと思います。それから需要の動向に即応して農業生産の拡大すること。それから農業構造の改善を進めること。先ほども規模の拡大ということを申し上げておりましたけれども、この規模の拡大、こういったものにも資していくであろうというふうに思つております。

また、地域におきますところの土地と水の有効利用による国土資源の形成、それから先ほど先生から御指摘ありました保全の役割を果たしておるに考えております。

それともう一つは、地域経済に対しまして発展のブッショする力になるであろうというふうに考えております。

○喜屋武貢榮君 今おっしゃることが、これまでの基盤整備の推移について一体予算面でどのように裏づけられてきたかということに私は重大な関心を持つておるわけです。農業基盤整備費の推移を見ますと、昭和四十八年から五十四年までは、おっしゃる線に沿つて裏づけられておるようには理解いたします。ところが、五十五年から五十九年まではほとんど横ばいでござりますね。一体このようない状態にこの期間なったということは、何が原因だ、どうしてそうなつておるか、事、志と異なつて横ばいの状態になつたのは、落ち込んでいるのは一体どういうわけなのかということを大臣にお聞きしたいと思います。

○國務大臣(羽田政著作) 基本的には財政事情が厳しくなってきた、これに尽くるんじゃないかといふう思います。

○喜屋武誠榮君 物によつては、そいつた財政事情によつて足踏みすることも、あるいは後戻りすることもあることを全面的に否定はいたしませんが、ところが私は、事この基盤整備に対しては、いかなることがあっても所期の目的を、前進はあつても足踏みや後退があつてはいけない。こう思つてゐるがゆえにそのことを問うたわけあります。

次に、第三次土地改良長期計画について伺いたいと思います。

この計画は昭和五十八年から六十七年の十カ年計画ということになるわけであります。ところでこの経過をたどつてみると、昭和五十八年、五十九年、六十年、六十一年の四カ年における進捗状態は二・九%となつておりますね。四カ年で、この十カ年計画、長期計画事業の総額は三十二兆八千億円が予定されておりますね。ところが、この予算に照らしてみると、四カ年間における進捗状況はわずか二・九%にすぎない。そつしますと、十年計画当初事業の伸び率をお聞きするまでもなく、これは毎年一・一%と想定されておると伺つておりますが、これは間違いないでしようね、後で聞きますが。そつすると一・一%を抑えて実際には、既に横ばいで來ておる、こういう結果であるわけですが、計画当初、年間伸び率を一・一%に設定した、その一・一%伸び率に根拠を置いたその理由は一体どこにあるのか、一・一%の根拠ですね、それはどこにあるのか、そして、それが計画どおり実現できなかつた理由は一体何なのかということについて伺いたいと思います。

○政府委員(佐竹五六君) 一・一%の伸び率の前提、六十七年度に予定された事業量を消化するためには一・一%の伸びが必要になつてくるその根拠は何かということをごさいますか、これは全体の投資規模を三十二兆九千億と置きました。これは第二次土地改良長期計画、四十八年度の事業量の

十三兆に、これは大体他の公共事業とのバランスをとつて事業の伸びを考えるというところから、五十七年、前年に発足しました治水の第四次計画の伸びが全体事業量一・〇三七倍でござりますので、それを掛けまして、そしてそれにさらに物価上昇、土地改良の事業費のかかる物価上昇率一・三〇七を決めまして三十二兆九千億という数字を置いたわけでございまして、それをその当初の年度事業費からの伸びを見込んで逆に複利で伸び率を計算したわけでございます。そうしますと一〇・八%という数字が出てきたということをございまして、一-%の方が先に決まったわけはございませんで、一-%は結果的に出てきたわけでございます。

つまり、全体の三十二兆九千億というような数字をなぜ見込んだかということにつながつてくるわけでござりますけれども、当時の経済事情をちょっと申し上げますと、それだけの財政投資を支えるだけの財政に余裕があるという判断をしたということに尽きるわけでござります。ちなみに、例えば五十三年の農林公共予算の伸びは一二九・二%、五十四年が一二一・二%、五十五年から抑制に変わりまして一〇・六、それから五十六年で一〇〇・九ということでございまして、非常に高い伸び率が前半にあつたわけでござります。ちなみに、これは農業基盤だけではございませんので、他の計画の伸び率も、仮に毎年の伸び率が同じであるということを仮定してそれぞれ見てまいりますと、第六次治水五カ年計画では五十七年から六十一年まで一三・四%の伸びを見込んでおります。それから治山五カ年計画では一三・一%の伸びを見込んでおります。第九次道路整備五カ年計画では八・一%、私たちの土地改良長計は一〇・八%を見込んだというようなことになつております。要は当時の判断がいささか甘かったといふことにもなるかと思うんでございますが、日本

○喜屋武真榮君 世に言うベーバーランドとか機上の計画とか、こういう言葉がありますが、社会情勢や経済事情が変化があるということは当然予想される。どれだけ変化があるかということについては、これは微妙な問題であると思うんですねが、ところが問題は、政府として十カ年計画を打ち出したということは、しかも闇謹までも経て決定したということは、それだけの責任の重さと重大な使命があるということを忘れてはいけないのではないか。余りにもその格差、開きがある、運々として進んでおらぬということに対しても私は非常に不安、物足りなさを感じます。甘いと皆さん自身がおっしゃつたんですが、そのような甘さで一体この大事な十カ年計画をやつていいのか、こういうことを私は思うんです。

次に進めてまいります。

第三次長期計画は、農産物の長期見通しに基づいて五百五十万ヘクタールの農地確保のためにその期間中に四十七万ヘクタールの農用地造成をする、こういうめどを持つておるわけですが、それを促進する、軌道に乗せるべく農用地開発公団というものが組織されてきた。この農用地開発公団は農用地造成事業に大きな役割を果たしてきたものだと思います、この組織もですね。ところが、最近行政改革審議会から、この農用地開発公団は廃止してもいいのではないか、いわゆる廃止論が出ておるというふうに聞いております。

そこでお尋ねしたいことは、この農用地開発公団の存在の意義、一体どういう役割を果たしてきただのであるか、また廃止論についてどういう見解を持っておられるのであるか、このことについて伺いたい。

改めてお聞きしたいんです。そして財政投融資資金を投入したことによってどのような効果があつたという評価を持っておられるのであるか、そのことについて伺いたい。

たわけでございまして、これは昭和三十二年度に會計がされたわけでございまして、從来は一般会計予算で國費を計上いたしまして、いわば県負担分、それから農民負担分は立てかえ払いという形で國の一般会計で支出していたわけでござります。したがいまして、その立てかえ払いをした分については、県負担分については翌年度以降、それから農民負担分については事業完了後に分割納付という仕組みをとったわけでございますが、當時なかなか財政事情がきつうございまして、これでは特に大規模な事業については事業の進捗がはかばかしくない。かようなところから、その地元負担分と都道府県負担分を財投資金で借り入れて、そして仕事をは一気にやつてしまつて、終わつた後から償還していくだけ、そのかわり、当然のことございますが、財投資金を借り入れますので金利がつくわけですが、この分はいわば特許料である、こういうような考え方から発足したわけでございまます。

三十一年度以降この方式により実施しました。事業地区につきましては、一般会計で実施する地区に比べまして事業費の拡大により相当の工期の短縮が図られた、またそれによつて所定の事業効果を早期に発現するという役割を果たしてきました。ということが言えるのではないかと考えているわけでございます。

てはかんがい施設の整備、園場整備の面において整備率が極めて低い。これは沖縄だけではないと思っております。本土にも他県にも立ちおくれが全般的に言えると思つんですが、この制度について特に不利なハンディを持つておる沖縄はさらに立ちおくれ、しわ寄せがある。この工事のおくれをもたらした原因は一体何であるのか、この二点について伺いたい。

○政府委員(佐竹五六君) 私ども毎年度の事業費とそれからそのとき抱えております全体の事業費、残事業量、こういつもののバランスを見ます關係で工期を使つております。その平均工期といふのは、要是当該年度の予算措置されました事業費でそのとき現に施行しております総事業費を割つて平均工期を出しておるわけでござりますが、実は五十五年以降、先ほど申し上げましたような財政事情のもとで公共事業費の抑制が余りにも長く続いているということから、一方私ども、総事業費につきましては、新規着工地区についてこのように長く公共事業の抑制が続くこととを想定せず地区をとつたということともございまして、分子の総事業費が非常に大きくなつてしまつたといふことがあるわけでござります。それに対し毎年度の事業費の方は、割ります分母の方は伸びない。こういうようなところから平均工期がどんどん伸びてしまつたといふことがあるわけでござります。さらには平均工期が伸びるに従つてその間の物価上昇とか工法変更をしなければならないというような必要性がまた出てきまして、そのことがまた分子の総事業費を膨らますといういわば悪循環になつてきたということでございます。私どもこのような事態は放置できないということを認識いたしまして、昨年度は部分特別会計制度の導入、それからことしは国営事業方式の改善ということで、金体として公共事業費は、特に國費が抑制されている中で、難しい問題が多いわけでござりますけれども、それなりに知恵を出して事業費の拡充を図ってきたところでございます。

に対する目先が見えるわけですか、計画がしやすい。遠ければ遠いほどそれに対してマンネリ化する嫌いがあるわけなんですが、工期がおくれたというその中からどういうハンディが生まれたか。結局、私が言いたいのは、地元負担を余計強いておるということなんですね。これが工期がおくれたというまたゆえん。これはもう裏表で、こういう因果関係を持つておるわけなんです。例えば沖縄の場合おくれたと申しましたが、昭和五十九年三月の現在を押さえますと、かんがいが六七%、圃場整備が一六・四%，こういう低位にあるということなんですね。これが工期がおくれたということになります。さらによつぱり食らつて地元負担が過酷である、こういうことに結びついていることがさらにもまた工期をおくらせるということになるんです。

次に、今度の改正案はすべての国営土地改良事業に財投からの借り入れを行うことにしておるわけであります。そのことは事業そのものを拡大していくという面から確かに有利になる点だと、こう思ふんです。ところがその反面、事業単価の增高、過重な利負担、このことがマイナス要素として、都道府県と地元にとっての償還の厳しさがますます大きくなつてきただ。このことについて政府当局はどのように認識しておられるか伺ひ。

年賦支払いの方法は従来どおりでございまして、ただ金利が財投金利ということになるわけでございます。現在は、財投金利は、その時点時点で動くわけでございますが、現在のところは財投金利は六・三%であります。さらに三月三十一日以降は六・〇五%に引き下げる見込みでございますので、これによって都道府県の負担は減少こそすれ、従来の方式に比べて増大することにはならないわけでございます。もちろん財投金利は変動いたしまでの、従来の六・五%の水準より高くなる場合もないと申せませんから、直ちにそれがメリットであるというふうには私も申しませんけれども、いずれにいたしましても、都道府県の負担が従来のやり方と一般会計国営方式に比べて非常に大きく変動するということはございませんので、その点御懸念されることはないわけでござります。

これはそれに従わざるを得ないわけでございまして。したがいまして、私どもとしては、御指摘のような問題が起きることは、これはある意味ではやむを得ないんではないか、財投金利を使って特に事業を促進する以上やむを得ないんではないかと、いうふうに理解しているところでございます。これは特に地方公共団体の立場からすれば、地方公共団体が地方債を発行する場合にも、一般金融市場の金利動向を受けて、その金利は高い低いが出でまいるわけでございますので、都道府県においては、その金利水準の非常に高いときに今度の新しい方式の事業をやることによって高い金利を負担するところ、あるいは財投金利が安いときにやった場合に安いものが出るというようなこともあろうかと思うんでござりますけれども、それは今申し上げましたように、地方債でも同じような問題があるわけでござりますので、御理解いただきたいと、かよう考へておきましょう。一応〇喜屋武眞榮君 まあ、どうしても納得しない点ですが、これぐらいにとめておきましょう。一応ここに問題があるということを知つていただきたい。

次に、国営土地改良事業についても、昭和六年以降、国の補助率も今一律削減措置を講じてこられた。そうすると、限られた予算で事業量の拡大を図るという考え方もとにこうなったわけであります。それが財政投融資資金の活用によつて実現されるものである以上、都道府県の負担につびつくことになることは、もうこれは間違いない。

そこで、地方財政力の強さを示す財政力指數を見ますといふと、特に財政力の指數の低い沖縄県の場合、四十七都道府県のうち四十五位、四十五番目といふ低い水準にあるわけですが、このような措置が沖縄県の財政に及ぼす影響、非常に大きな問題を与えておるわけですが、このことについて、政府の立場から配慮の余地があるかどうか、どのように考へておられるか伺いたい。

は、今先生から御指摘のございましたような事情も踏まえまして、特に高率の負担率、国庫負担率あるいは補助率が設定されているわけでござります。さらにまた採択条件も一般内地とは異なった条件に緩和しております。実質的な国庫補助負担率の引き上げも行われているところでございますが、これらにつきましても、確かに補助率あるいは負担率一律カットは行われたわけでござります。しかしながら、この点につきましては内地都道府県を通じまして、大蔵省と自治省との間で話し合いが行われまして、地方財政の運営に支障の生じないよう、その都道府県の負担分については財政措置が講じられているというふうに承知しておるわけでございます。

その内容につきましては、補助率の引き下げに伴う国費の削減額及び事業量の増大に伴う地方負担額の増加額、双方に対応して行われておりますが、まず、国費の削減額に相当する部分については、これを負担する地方公共団体に対し起債を認めるとともに、その元利償還金について基準財政需要額への算入と元利償還金の二分の一に相当する金額の一般会計から交付税特別会計への繰り入れを行うこと。また事業量の増大に伴う負担増部分については、建設地方債の増発を認めるとともに、その元利償還金のおおむね八割に相当する額を基準財政需要額へ算入するというふうな内容でございます。

私ども、制度的にはこのように大蔵、自治両省間で措置が講ぜられることによって問題が生じないようにされているわけでございますけれども、実態上、農業基盤整備事業の運営に影響があるのかないのか、その点については、今後とも都道府県の担当者からは実情を聴取する等して注意深く見守つてまいりたい、かように考えているわけでございます。

○喜屋武議員 最後に大臣に時間が迫つてしまつましたので申し上げないと存じます。

この長期計画案は、関係行政機関、都道府県の意見、そして閣議で決定された。計画達成のため

には政府は万全を期すべき責任と義務がある。ところが、農業基盤整備予算は、六十一年度で八千七百億円弱にすぎない。十年見積もっても八兆七千億円ということにしかならないのではないか。どんなに拍車をかけてもこの目的達成には追つつかない、これはもう火を見るよりも明らかであると思う。

そこで大臣、閣議決定ということの重さをどう認識しておられるか、必要予算の確保はどうのうにして取り組まれるつもりか、さらに、計画の今後の見通しについて明らかにしてもらいたい。

以上、結びとして大臣に申し上げまして、終わります。

○國務大臣(羽田孜君) 計画の実施に当たりましては、農業事情、経済事情などを勘案しつつ、彈力的な推進を図ることとしております。第三次土地改良計画は、関係行政機関などの調整を行いまして閣議決定されたものでございまして、閣議決定というのは重いものであるというふうに認識しております。ただ、先ほど来申し上げましたように、全体的な財政事情が非常に悪化しております。そこで、先ほど来御指摘をいただきましたように、このところ進捗状況が非常におくれておる、また予算の確保というのもままならないというのが現状であります。こういったものに対応するためには、今度のような法案をお願いいたしまして、少しでも工期の時期というものを短縮し、そして受益者の皆様方に御迷惑をかけないようにということで、この方法というものを今御審議をいただいたというところでございます。

いずれにいたしましても、それをいたしましてもほか一年程度であろうということをございますので、これからも、厳しい財政事情の中にありますし、私どもは積極的に働きかけながら、少しでも予算の確保をするということをまず基本に考えていくべきだと思っております。ただ、それとともに、事業は全部を採択するということはあれでござりますけれども、ある程度きちんと卒業させるものを作業させながら、その中で新規のものを

○委員長(成相善十君) 委員の異動について御報
いたします。
ただいま八百板正君及び山田謙君が委員を辞任され、その補欠として久保田真苗君及び高橋健忠君が選任されました。
ついで、これを少しでも早めていく。それが受益者の方々の皆様に御迷惑をかけない検討を加えて、受益者の皆様に御迷惑をかけないように進めていきたいというふうに考えております。

○委員長(成相善十君) 他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。
それでは、これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これまでより直ちに採決に入ります。
土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(成相善十君) 全会一致と認めます。
よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
皆野君から発言を求められておりますので、これを許します。皆野君。

○皆野久光君 私は、ただいま可決されました土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、自由国民会議、日本社会党、公明党、国民会議、日本共産党、民社党、国民連合及び一院クラブ、革新共闘の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。
案文を朗読いたします。
土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)

最近の農業及び農村を取り巻く厳しい状況のもとで、土地改良事業の工期の大幅な遅延は、農家負担の増大をもたらす農業経営に多大な影響を与えるとともに、食料自給力の向上、農業生産の再編成、農業構造の改善等を進めるうえで障害となっている。

よって政府は、第三次土地改良長期計画の達成に必要な予算の確保及び工期遅延の回復に努めるとともに、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 従来方式による特別会計地区等に対しても、工期の遅延を防ぎ、事業の進捗を図るため特別の配慮を行うとともに、事業完了後ににおける農家負担の軽減に資するよう各般の措置を講ずること。

二 土地改良事業計画の策定とその実施に当たっては、関係者の意見を十分反映させるとともに、導入作物、地形、地質等地域の実情に即して経済的かつ効果的な施行に努め、農家の負担の軽減を図ること。

三 土地改良事業の実施効果が十分發揮されるよう、地域の実情に即した導入作物の選定、機械の効率的利用等當農に対する指導の強化に努めること。

四 農道、排水路等地域全体に資する施設については、広く公的負担に努めること。

五 土地改良事業推進における地方公共団体負担的重要性にかんがみ、土地改良事業に係る地方財源の確保に遺憾なきを期すること。

六 農村地域の混住化傾向に対処し、土地改良施設の維持管理が適切に行われるよう国及び地方公共団体による指導の強化及び助成の拡充に努めること。

七 土地改良事業の実施に当たっては、農業生産力の向上と農業経営の安定を図るために、土壤の性質の改善、地力の維持増進について十分留意すること。

八 農用地開発公団の行う事業については、これが我が國農畜産業の健全な発展と農山村地

域の活性化に果たしている役割の重要性にかんがみ、事業の安定的推進を図ること。

右決議する。

○委員長(成相善十君) ただいま皆野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(成相善十君) 全会一致と認めます。

よって、皆野君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、羽田農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。羽田農林水産大臣。

○國務大臣(羽田致君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力してまいりたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(成相善十君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(成相善十君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(成相善十君) 次に、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者から趣旨説明を聴取いたします。

○衆議院農林水産委員長(大石千八君) ただいま議題となりました農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

農業協同組合合併助成法は、昭和三十六年に制定され、昭和四十一年以来、五回にわたり、同法に基づく合併経営計画の認定制度の適用期間の延長

措置を講じてきたところであります。

その間、農業協同組合の合併は、関係者の努力により一応の成果をおさめてまいりましたのであります。

しかし、全国的には依然として、規模の小さい農協

や行政区域未満の農協が多数存在し、これら農協

にあつては、經營基盤の強化を図ることが緊急の課題となっています。また、今日、農協を取り巻く

厳しい情勢の変化、とりわけ、金融自由化の進展による影響が懸念されるに至っております。

では、組織の全力を挙げ、農協合併の推進に取り組むこととして、農業協同組合合併助成法の再延長を希望しているところであります。

本案は、こうした課題にこたえるため、昭和五

十七年三月末日をもつて期限切れとなっている。

同法に基づく合併経営計画の認定期間を、この改正法律の施行の日から、昭和六十四年三月三十一日まで復活延長することとし、この合

併経営計画の認定を受けて合併する農業協同組合

に對し、從前と同様に、法人税、登録免許税、事業税等の軽減措置が適用されるよう、租税特別措置法

等関係法律について所要の改正を行い、合併促進の一助としようとするものであります。

以上が本案提出の趣旨及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

ますようお願い申し上げます。

○委員長(成相善十君) これより質疑に入ります。

○下田京子君 私は、日本共産党を代表して、農

協合併助成法改正案に反対の討論を行います。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

まず、提出者から趣旨説明を聴取いたします。

○下田京子君 私は、日本共産党を代表して、農

協合併助成法改正案に反対の討論を行います。

まず初めに、我が党の本法律の評価に当たっての基本的見解を申し上げておきます。

我が党は、この法律によって推進しようとする農協合併の性格が眞に農民の立場に立つものか、

あるいは上からの押しつけ合併につながるものか否かを判断し、態度を決定してまいりました。今

回の法延長に当たって賛成できない理由は次のと

おりです。

第一に、今回の法改正で進めようとしている農協合併が、農業と組合員の要求や実態から離れ、金融自由化への対応のためとする経営優先の立場からの大規模合併であるという問題です。

そのことは、全国農協中央会が今年一月に決めた農協合併推進方策の中で、合併重点対象を市町

村区域未満の農協と正組合員戸数一千戸未満の農協とし、さらに目標規模として現在全国の七・八%にしかすぎない正組合員三千戸以上を打ち出しています。この点では、前回一九八〇年の法延長の際、小規模組合の合併に重点が置かれ、規模の平準化を最重点として進められたのは際立つた違いであります。

大型広域合併は結局、農協と組合員との乖離の原因となり、農民の協同組織としての農協の基本的性格を後退させるものです。

さらには、經營優先の事業運営の強化は、不採算部門である農業指導部門の切り捨てや農協労働者の合理化攻撃など、農民や農協労働者の利益を踏みにじる結果につながるものです。

また、金融自由化への対応についても、企業の論理からではなく、一人は万人のために、万人は一人のためにといふ協同の精神から、農民の営農と暮らしを守る方向で信用事業基盤の強化を図ることが決定的に重要です。

第二に、今回の合併が行政と一体となつた押し付け的性格が強まっている問題です。

既に全國農協中央会は、末端農協の合意を得ず具体的な農協名を挙げて、向こう三年間の全国的な合併計画を打ち出しています。そして農水省や都道府県も入って合併推進協議会を全国及び県段階に設置し、合併の早期実現のため指導するとしています。この点でも、合併は自主性にゆだね推進するとしていた前回と比べ、民主的側面の大きな後退と言わざるを得ません。

もとより我が党は合併には一切反対という立場ではございません。農村地域の産業、交通などの変化に即して合理的な規模に農協を合併しなけれ

免額は、今後の合併の状況によるが、過去の実績をもとに推計すると、一合併組合当たりで平年度約四百五十万円と見込まれる。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「二十五年」を「三十年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案(衆)

一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆)

昭和六十一年四月七日印刷

昭和六十一年四月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

P